

〈研究ノート〉

伊勢齋宮の選定に関する小考

板倉則衣

はじめに

天皇の即位ごとに伊勢神宮へ奉仕する天皇の皇女もしくは女王を齋宮^①という。天武天皇の代の大来皇女を確実な初見として、後醍醐天皇の代の祥子内親王まで、六十四名の皇女または女王が齋宮に選定された。一時、中絶したものの、齋宮制度は、六六一年間（六七三～一三三四年）にわたって続けられた。若くして天皇の「御杖代」として齋宮に選定され、親しい肉親と一生の別れの可能性を秘めていた皇女たちは、何を想って伊勢に向かったのであろうか。

齋宮の研究は、従来、齋宮寮の成立といった制度的な側面から進められてきたが、近年は発掘調査が進み、考古学的な研究や文献の側面から、齋宮の政庁、居住地、または齋宮の生活様式などが明らかになりつつある。

一方で、榎村寛之氏は、齋宮の選定は時代に応じて変化する

もので、そこには「政治的な力関係の反映」があったと指摘している^③。

齋宮には、どのような皇女または女王が選定されたのであろうか。

齋宮の選定については、

凡天皇即位者、定^二伊勢大神宮齋王^一、仍簡^二内親王未^レ嫁者^一ト^レ之^④（若無^二内親王者、依^二世次^一、簡^二定女王ト^レ之、……）

とある。「内親王の未婚の者を簡び、トいなさい」という規定から、未婚の内親王が対象となったことが分かる。また、「若し内親王がいなければ、世次に依りて女王を簡び定め、トいなさい」とあるように、適切な内親王がいなければ、女王を選定していたのである。未婚の皇女または女王がト定によつ

て齋宮に選定されたのである。

しかし、甲田利雄氏⁽⁵⁾や榎村氏⁽⁶⁾をはじめ多くの研究者は、卜定に先立って、内親王または女王が齋宮に決められており、齋宮を選定する卜定が「事実上形式的な儀式」にすぎないと指摘している。

実際に齋宮卜定の史料を見てみたい。次の史料は、三条天皇の代の齋宮に選定された当子内親王に関する記事である。

左大弁来、令^レ奏云、可^下立^三齋宮^一給^上宮未^三着裳給^一、……⁽⁷⁾

「齋宮に立たれるはずの宮（当子内親王）の着裳が終わっていない」という記事である。実際に、当子内親王が卜定された時期は、同年十二月四日であった。卜定の時点より二か月も前に、齋宮に決まっていたのである。この時、藤原道長は「卜定後に着裳をすべきである」と意見を述べたが、結局、着裳は行なわれなかったようである。

また、次に挙げる例は、後一条天皇の代の齋宮に選定された嬪子女王の例である。嬪子女王は、醍醐天皇の孫で具平親王女である。次の史料にはこのように見える。

示^下源宰相以^三故中務宮女子^一可^レ為^三齋王^一由^上、至^三彼宮^一還
来^二云、示^三案内^一了者、……⁽⁹⁾

源頼定が、「故中務宮女子（嬪子女王）を齋宮とすべきであるということ」を、彼の宮（具平親王の居住していた染殿）に伝え帰ってきた」と記されている。さらに、他の史料にも、

明日齋宮於^三彼宮^一可^三立^給、運^三移雜物^一之間、所^レ被^レ送也、
……⁽¹⁰⁾

と見え、「明日、齋宮が、彼の宮からお立ちになるようだ」とある。実際に卜定が行なわれるのは、長和五年二月十九日であり、二つの史料からは、卜定の数日前に、すでに齋宮の候補者が決まっていたことが分かる。

以上のように、卜定以前に候補者が齋宮に選定されているということが窺えるのである。齋宮を選定する儀式である卜定は、あくまで形式的な儀式の意味が強いと考えられるのである。卜定が形式的な儀式であるということは、齋宮に選定されるべき皇女または女王の候補者が意図的に決められていた可能性があり、榎村氏が指摘する通り、「政治的な力関係の反映が十分にありうる」ことが想定できる。⁽¹¹⁾

しかし、齋宮に選定される候補者は、皇女または女王に限定されていたため、選定時における適切な候補者の存在の有無も重要であり、決して「政治的な力関係」、すなわち為政者の意図のみで齋宮が選定されていたのではない。

齋宮の選定に政治的な力関係が反映されたかについて、再検

討する必要がある、時代ごとに分析すべきであろう。さらには、齋宮に選定された皇女または女王を多角的な側面から相対的に検討を加えることにより、齋宮に選定された皇女または女王の特色を示したい。その際に、以下の六つの側面から分析を行なうこととする。

1. 天皇と齋宮の血縁関係
2. 齋宮の出生順
3. 齋宮の卜定時の年齢
4. 齋宮の母親
5. 齋宮の同母兄弟
6. 齋宮の外祖父

本稿では、齋宮に選定された皇女の特色を解明することを通して、齋宮の新たな側面を明らかにすることを目的としたい。

一、齋宮に選定された皇女の特色

ここでは、齋宮に選定された皇女の特色を時代ごとに見ていく。対象とした時代は平安時代とする。しかし、齋宮制度が開始された律令制成立期も見る必要があるため、政治的または社会背景による齋宮（選定された皇女・女王の特色）の変化によって平安時代以前から平安時代後期までを、四つの時代に区分したい。第一の区分として、齋宮に出自不明な皇女や女王が多く選定されるが、齋宮制度が確立していった平安時代以前（天武朝から光仁朝まで）、第二の区分として、齋宮に天皇のムスメが

多く選定され、齋宮制度が完成した平安前期（桓武朝から文徳朝まで）、第三の区分として、藤原氏の台頭によって幼帝が出現し、齋宮には天皇の姉妹が選定された平安中期（清和朝から村上朝まで）、第四の区分として、摂関政治が行なわれ、齋宮には女王が多く選定された平安後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）とする。

なお、齋宮の起源について、『日本書紀』に記されている様々な時期に求める説が提唱されているが、¹²⁾どれも伝承性が強いものである。本稿では、確実に齋宮の選定が行なわれたと考えられる天武朝の大来皇女以降の齋宮を考察の対象とする。

1. 平安時代以前：天武朝から光仁朝まで

平安時代以前には、十代九名の天皇が即位した。そのうち五代四名が女帝である。齋宮は、十一名が選定されており、そのうち四名が女王である（系図1）。この時代は、天皇が即位しても齋宮が選定されない例や、系譜が不明な皇女や女王の選定例も見られる。これは、一見、齋宮制度が未完成なことによるものと考えられるが、皇族同士の婚姻が重視され、皇女も皇位継承者の資格を有し、皇位継承権に関わる紛争が起こり、極端に皇族が減少したためではなからうか。

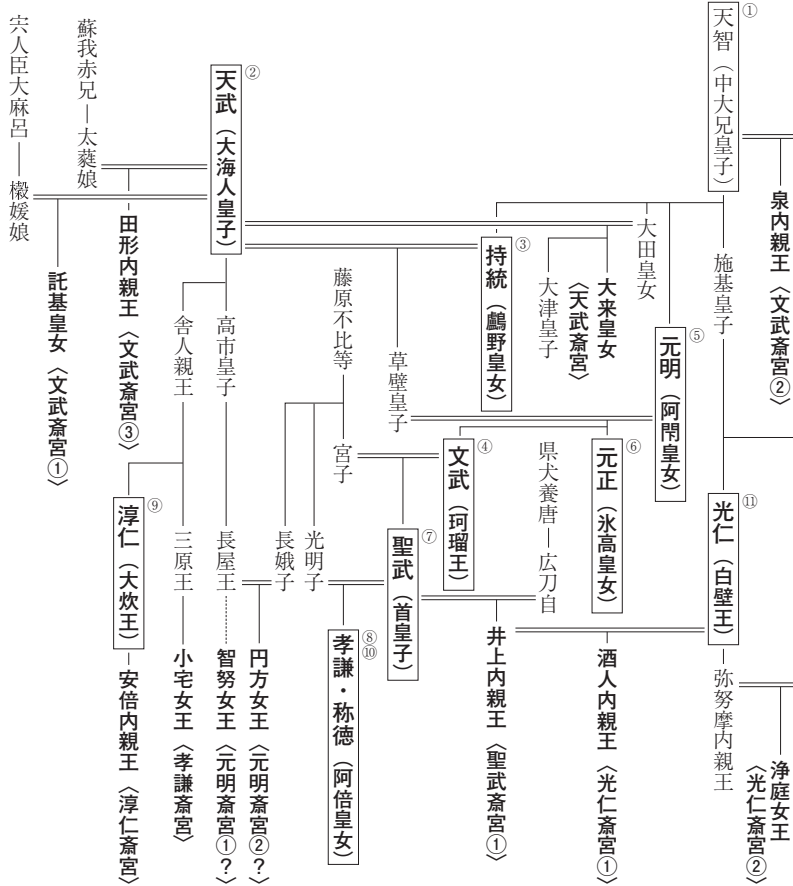
律令制成立期である天武朝から文武朝までの時期の齋宮を見てみたい。¹³⁾

大来皇女（天武朝 父は天武 母は大田皇女）

系図1 平安時代以前

○天武朝から光仁朝まで

忍海造小龍—色夫古娘



*元正齋宮①の久勢女王・聖武齋宮②の畠女王は、出自が不明であったため、系図に載せていない。
(丸数字は、即位順)

託基皇女 (文武朝①) 父は天武 母は穴人臣

榎媛娘

泉内親王 (文武朝②) 父は天智 母は忍海色

夫古娘

田形内親王 (文武朝③) 父は天武 母は蘇我太

葵娘

天武朝には大来皇女、文武朝には託基皇女・泉内親王・田形内親王の三名の齋宮が選定されていた。大来皇女の選定が、その後の齋宮制度に大きな影響を与えたことは想像に難くない。大来の出自を見ていくと、母には大田皇女(鷗野皇女の同母姉)、同母兄弟には大津皇子がいた。大来は、高貴な血縁を持ち、政治的な立場として有力な存在であり、皇位継承者としての性格も有していた。倉本一宏氏によれば、大来は、他の皇族との婚姻、それにとまなう皇子の出産によって、草壁皇子の對抗勢力を生み出す可能性を秘めていたために、齋宮に選定された可能性があることを指摘する。⁽¹⁴⁾しかし、朱鳥元年(六八六)、天武の崩御にともない、退下した。⁽¹⁵⁾大来は、当時二十六歳であり、婚姻する可能性も充分あり得た。⁽¹⁶⁾倉本氏が指摘する大来と他の皇族との婚姻というよりも、天武の即位後、皇位後継者が決まらない朝廷において、

草壁皇子を天皇として即位させたい鷗野皇女は、大来が草壁との婚姻、その皇子の誕生により、自分と阿閉皇女（鷗野の異母姉妹）に反する勢力と結びつくことを恐れ、齋宮に選定されたのではなからうか（鷗野が大海人皇子に嫁いだ年齢が、大来が齋宮となった十三歳と同じなのは偶然なことなのであろうか）。大来の退下後には、持統が政権を担いた。さらには、草壁と阿閉の間には、四歳になる珂瑠王が生まれており、皇位継承は、草壁―珂瑠王という流れに決まっていたと考えられる。

このように、大来皇女の齋宮選定には、壬申の乱の勝利の伊勢神宮への報賽が契機として考えられてきた。しかし、現実的な政治的要因による可能性も考え得るのではないか。

一方、文武朝の三人の齋宮である託基皇女・泉内親王・田形内親王について、倉本氏は、この皇女らが有力皇族と婚姻すれば、生まれた皇子は有力な皇位継承資格者になり、文武の対抗勢力になるため、この皇女たちを齋宮に追いやったという見解を述べている⁽¹⁷⁾。しかし、託基・田形は、齋宮退下後に結婚している⁽¹⁸⁾。

むしろ、西洋子氏が指摘するように、文武から和銅までは伊勢神宮が「体制内化しはじめ」る時期であり、「その祭祀形態を整えるため、それに奉仕する皇女Ⅱ齋王の派遣が行われた」と考えられ⁽¹⁹⁾、皇女を伊勢へ派遣することに意味があった。託基は、田形が齋宮に選定された後にも、伊勢へ参っている⁽²⁰⁾。つまり、文武朝の齋宮は、政治的な要因よりも、伊勢神宮の「体制

内化」を図るために、こうした皇女が齋宮に選定された可能性がある。

以上、天武朝の大来の齋宮選定には、伊勢神宮の「体制内化」を図るまでとはいかないが何らか重視する意味があり、その根底には、壬申の乱の報賽ではなく、皇位継承権から排除されたという側面があるのではないだろうか。そして、大来以降、伊勢神宮を神格化させるために、伊勢に皇女を向かわせたのであろう。

次に、元明朝から光仁朝の齋宮について見ていく。

智奴女王？（元明朝① 父は長屋王 母は不明）

円方女王？（元明朝② 父は長屋王 母は藤原長娥子）

久勢女王（元正朝 父は不明 母は不明）

井上内親王（聖武朝① 父は首皇子 母は県犬養広刀自（身位は夫人））

県女王（聖武朝② 父は不明 母は不明）

小宅女王（孝謙朝 父は三原王 母は不明）

安倍内親王（淳仁朝 父は淳仁 母は不明）

なし（称徳朝）

酒人内親王（光仁朝① 父は光仁 母は井上内親王（身位は皇后））

浄庭女王（光仁朝② 父は神王 母は弥努摩内親王）

元明朝の齋宮選定についての記事は、『続日本紀』には見えず、『二代要記』の記述に「齋王定まらず」とあり、元明朝に

は齋宮が選定されなかったと考えられている。元明朝に伊勢神宮に奉仕した者として、円方女王と智努女王の二人の名がみえる。⁽²¹⁾この二人について見ていくと、円方女王の父は長屋王である。一方、智努女王の父については、長親王か長屋王の二説がある。寺崎保広氏は、「珍（智）努若翁」と記されている木簡が出土した点や、「智努王」「智努女王」が養老七年（七二三）や神亀元年（七二四）に違例に昇進している点から、長屋王の縁者であるために昇進が起こったと考え、智努女王も長屋王の娘であると指摘する。⁽²²⁾

元明天皇と長屋王の関係は、オバとオイであるとともに、元明のムスメである吉備内親王が長屋王の室になっていることから娘婿の関係にもあり、親密な関係にあったと想定できるだろう。長屋王は、元明天皇の長期在位などを祈る意味もあり、智努女王と円方女王を伊勢に向かわせたのであろう。齋宮に選定された皇女以外にも、文武朝に十市皇女・阿閉皇女・山背姫王・石川夫人が伊勢に向かっている例があるため、智努女王と円方女王は、齋宮という立場ではなく、天皇の長期在位などを祈る使者としての意味が強いようである。

元正朝から聖武朝にかけて、選定された齋宮は、久勢女王⁽²⁵⁾・井上内親王⁽²⁶⁾・県女王⁽²⁷⁾である。久勢女王と県女王は出自不明であり、ここでは井上内親王について見ていく。父が首皇子、後の聖武天皇である。なお、養老五年の井上の齋宮選定時には、首皇子は皇太子であった。井上の選定について、山中智恵子氏

は、藤原光明子所生の皇女である阿倍皇女（後の孝謙天皇）を皇位に即けようとする藤原不比等の陰謀だと捉えている。⁽²⁸⁾また、榎村氏は、聖武即位に前もって自分のムスメの井上を齋王にすることに、天皇即位の確立を図る目的があったと指摘している。⁽²⁹⁾天皇一代につき一名の齋宮が選定されるようになったのは、平安以降である。この時期には、齋宮が選定されない例も見られることから、榎村氏が指摘するように、齋宮の選定と天皇の即位との関係の確立とを結びつけることはできないと考える。井上は、第一皇女で当時五歳であった。政治的な意図と考えるよりは、選定時には他に候補者がおらず、大来が第一皇女であったように「第一皇女」が意識され、井上が選定された可能性もあり得よう。

これ以降、孝謙朝には小宅女王、淳仁朝には安倍内親王といった、出自が不明な者が選定される。こうした系譜の不明な皇女または女王の選定例は、政変が起こり、政治の中枢から排除された皇族が多く、齋宮に選定される候補者が少ないという状況だったために生じたものと考えられるであろう。称徳朝の齋宮が選定されていない点も、こうした理由によるものではないか。

光仁朝以降は、天皇即位の際に光仁の皇女である酒人内親王が齋宮に選定された。確かに、元正朝には即位後に久勢女王、ついで、皇太子首皇子のムスメである井上が齋宮に選定されたが、光仁朝に天皇の即位の一端として齋宮の選定が確立したと

思われる。

以上、平安時代以前を見てきたが、この時期は、伊勢神宮とともに斎宮制度が確立していく時期である。そうしたなか、皇女は皇位継承権を有しており、さらには、皇女が有力な皇族との婚姻関係によって儲けた皇子も皇位継承権を有し、王権の対抗勢力になりえた。伊勢神宮を国家神として、天皇の祭祀の側面もあるが、一方で、対抗勢力を阻止しようとしたことにも、斎宮制度成立の背景があるのではないだろうか。

また、皇位継承の争いにより、多くの皇族が廃され、斎宮の候補者も限定されてしまった。出自不明な女王が多く選定されたのも、そのためであろう。不明な皇女・女王が斎宮に選定されたことは、斎宮制度の未完成というよりも、こうした候補者の少なさによるのではないか。

2. 平安時代：桓武朝から後冷泉朝まで

i. 平安時代前期（桓武朝から文徳朝まで）

平安時代前期には、六代の天皇の治世において、斎宮は八名が選定された（系図2）。この頃になると、天皇一代につき斎宮が一名選定されるようになる。

斎宮に選定された候補者を見ると、八名中七名が当代天皇のムスメである。残りの一名は女王であり、淳和天皇の二代目の斎宮である。⁽³⁰⁾一代の天皇につき一名の斎宮が選定されている点、斎宮にはほぼ天皇のムスメが選定されている点から、斎宮

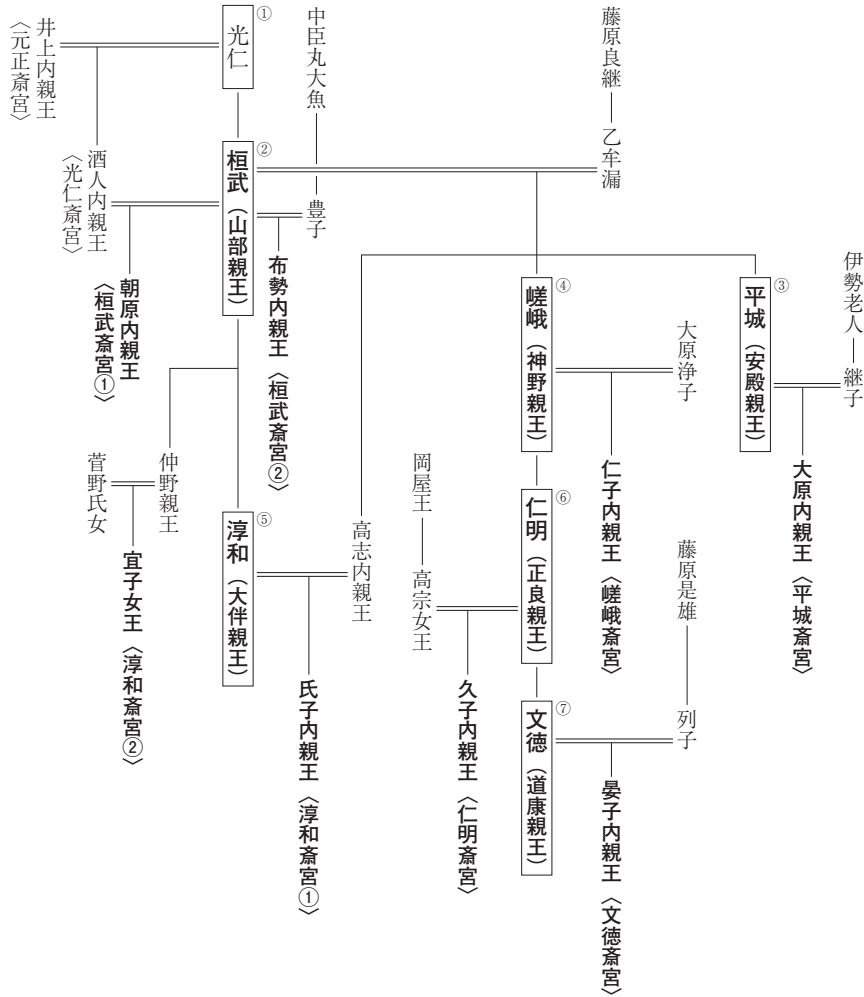
制度は完成したと考えられる。

また、平安時代以前から、天皇や皇族は、近親者の内で婚姻を繰り返してきた。血縁の濃さは、皇位継承の優先度を決める重要な意味を有していた。しかし、この頃になると、後宮に変化が起こり、氏族出身のキサキが増加するとともに、皇子自体の数も増加した。多くの皇女が存在するなか、どのような条件でもって、特定の皇女が斎宮に選定されたのであろうか。

ここでは、斎宮の選定対象と天皇のキサキの出身を通して、斎宮と皇女の関わりを見ていきたい。桓武天皇のキサキの出身と皇位継承の関係については、河内祥輔・安田政彦両氏が論じている。河内氏は、桓武天皇の皇子と異母姉妹（桓武の皇女）の婚姻が皇位継承を賦与すると捉えている。⁽³¹⁾安田氏は、「桓武天皇と桓武皇后（藤原乙牟漏）という正統の血統を（以下「桓武皇后腹の血筋」と称する）を継承する」意図があったと指摘している。⁽³²⁾一方、春名宏昭氏は、立後の側面から、皇女や氏族出身の女性といった枠組みではなく、立后できなかつた女性は、「次代の天皇となる親王を生まなかつたから」と指摘している。⁽³³⁾以上を勘案すると、桓武朝の婚姻において、皇女（特に桓武の皇女）の重視性が見出せ、血縁を重要視していたようであるが、桓武朝以降、時代が下るにつれて、血縁よりも、皇位後継者を産むキサキが重要になった。しかし、皇子を産んでも、皇位後継者として認められるには、ある程度、政権の中樞者の女性であることが条件であったようである。

系図2 平安時代前期

○桓武朝から文徳朝まで



(丸数字は、即位順)

この時期、皇親出身の母を持つ齋宮は三名見られる。

朝原内親王(桓武朝①) 母は酒人

内親王(身位は妃)

氏子内親王(淳和朝①) 母は高志

内親王(身位は皇

后)

久子内親王(仁明朝) 母は高宗女

王(身位は不明)

朝原内親王の母は光仁皇女の酒人内親王である。酒人内親王は、光仁朝に齋宮に選定されており、その母、井上内親王(朝原内親王から見れば祖母)も齋宮に選定されている。桓武からの寵愛は薄かったと伝えられている。氏子内親王の母である高志内親王は、桓武の皇女である。兄弟に恒世親王がおり、皇位継承者として有望であったが、父淳和の即位後、皇太子を辞退し、早世している(嵯峨上皇の圧力があつたと想定できる)。久子内親王の母の高宗女王は、岡屋王(高市皇子の孫)女であり、皇位継承とは遠い立場にいる。こ

のように、齋宮に選定された皇女の中でも、皇族出身の母を持つ皇女は、天皇のキサキとなつて皇子を儲けても、その皇子が皇位を継承できる可能性は低い場合が多かつたと推測される。

一方、皇族以外の出自の母を持つ齋宮は四名見られる。

布勢内親王（桓武朝②） 母は中臣丸豊子（身位は不明）

大原内親王（平城朝） 母は伊勢継子（身位は不明）

仁子内親王（嵯峨朝） 母は大原浄子（身位は女御）

晏子内親王（文徳朝） 母は藤原列子（身位は不明）

齋宮の母の身位が低いことが分かる。晏子内親王の母列子の父藤原是雄は、北家藤原内麻呂の孫にあたる。しかし、権力を掌握していたのは、舅の藤原冬嗣であつた。是雄は、卜定時に亡くなつていたのである。この四名は、政治の中枢とは遠い立場にいた皇女なのである。

つまり、この時期に齋宮に選定された皇女は、天皇のキサキになつても生まれてくる皇子は皇統を継ぐ可能性がないという点と、母出身の氏族が政治の中枢から遠い立場にいた点が指摘できるのである。

また、見逃してはならない点として、齋宮と賀茂神に奉仕する皇女や女王が選定される賀茂齋宮の関連性という問題が存在する。

齋院は、嵯峨朝の有智子内親王に始まるが、平城上皇の変を契機に創始されたと考えられている。桓武天皇が平安京に遷都したが、平安京が実際に「万代京」として機能し始めるのは嵯

峨朝以降である。³⁴ 齋院は、平安京の守護神の賀茂神に奉仕することによつて、平安京の都市機能を示していたと考えられる。齋院は、齋宮制度と類似した制度であり、齋宮には国家神に、齋院は平安京の守護神に奉仕するものであつたが、異なる点として、一代の天皇につき一人の齋院が選定されていない点にある。有智子内親王も、嵯峨・淳和朝の二代の天皇にわたつて齋院に留任された。

齋院の母は、

有智子内親王（嵯峨・淳和朝①） 母は交野女王（身位は不明）

時子内親王（淳和朝②） 母は滋野繩子（身位は女御）

高子内親王（仁明朝） 母は百済王永慶（身位は不明）

慧子内親王（文徳朝①） 母は紀静子（身位は更衣）

述子内親王（文徳朝②） 母は藤原列子（身位は不明）

齋宮と同様に、政治的に有力ではない氏族出自の女性所生の皇女が多いのである。

また、齋宮と齋院が、同時期に卜定された例をみていきたい。³⁵

仁明朝 選定時 天長八年（八三一）

齋宮 久子内親王（第二皇女） 母は高宗女王

齋院 高子内親王（第三皇女） 母は百済王永慶

文徳朝 選定時 嘉祥三年（八五〇）

齋宮 晏子内親王（第一皇女） 母は藤原列子

齋院 慧子内親王（第二皇女） 母は藤原列子

特に、晏子と慧子は同母姉妹である。齋宮と齋院に同母姉妹

が選定されたという珍しい例である³⁶。齋宮には候補者の中で年長の者が、齋院には齋宮より年少の者が選定されているのである。国家神である伊勢神宮に奉仕する齋宮に年長者（皇女の序列に於いて上位の者）が、平安京の守護神である賀茂神に奉仕する齋院に年少者（皇女の序列に於いて下位の者）がそれぞれ選定されることから、齋宮を上位に、齋院を下位に位置付け、齋宮と齋院に姉妹の皇女を選定することで、国家神と平安京の守護神を相互に補完する役割があったと考えられるのではないだろうか。

以上、平安前期の齋宮に検討を加えた。後宮の在り方が変化したし、天皇のキサキには、皇族だけでなく氏族出自の者も多く現れたが、皇族出自の女性（桓武天皇の皇女）が重んじられた。キサキの増加は、同時に皇子女も増加させた。多くの皇女が存在する中から齋宮に選定された皇女や皇女の母の出自から、天皇のキサキになっても皇統を継げる皇子の誕生を見込めない者や、政治の中核と遠い立場にいる者が選定される傾向が指摘できるのではなからうか。さらには、類似した制度として齋院が開始された。齋院制度の開始は、姉妹のうち年長の者を齋宮に選定することにより上位に、年少の者を齋院に選定することにより下位に位置付け、国家神である伊勢神宮と平安京の守護神である賀茂社を補完するとともに、齋宮制度の完成を促す役割があったのではなからうか。

ii. 平安時代中期（清和朝から朱雀朝まで）

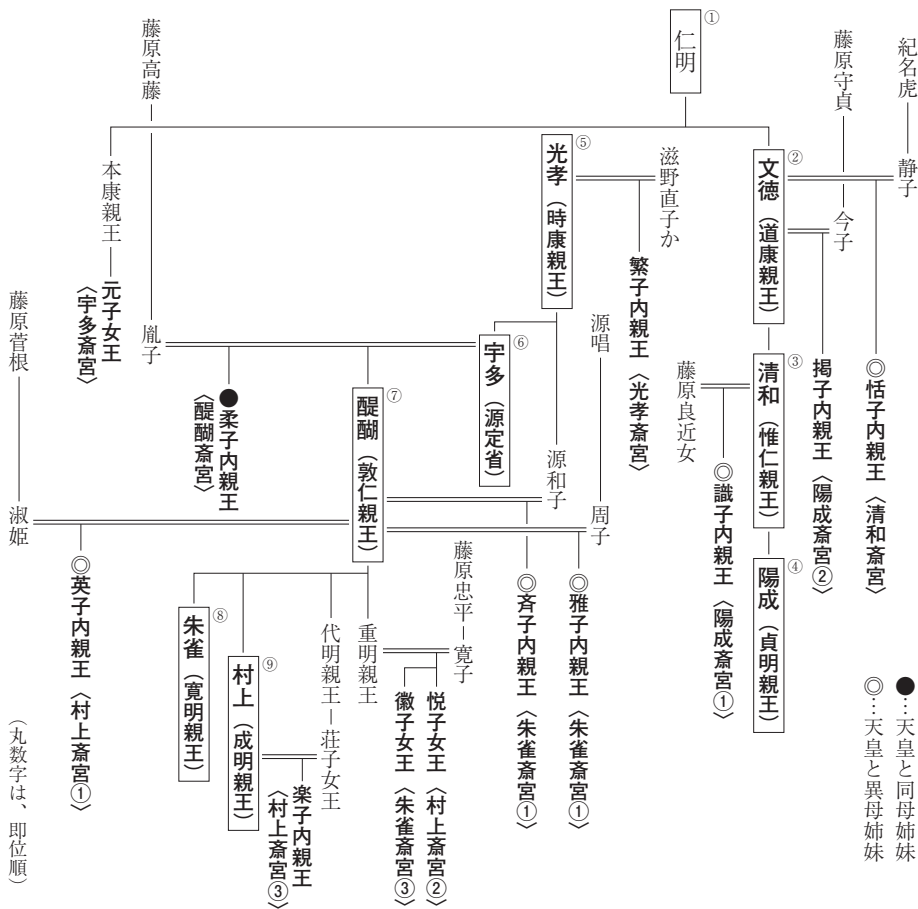
平安時代中期には、七代の天皇が即位し、齋宮には十二名が選定された。十二名のうち、三名が女王である（系図3）。

この時期の大きな政治的变化として、藤原氏の台頭によって幼帝が出現する。平安中期の天皇の即位時の年齢は、平均十九・六歳になる³⁷。政治的な変化のなか、齋宮の選定にも変化がみられる。第一の変化として、齋宮の選定対象が、血縁的な視点から見ると、天皇のムスメから天皇の姉妹になることが挙げられる。第二の変化として、一代の天皇における複数回の齋宮選定例が多くなることが挙げられる。

ここでは、以上の二点について、検討を加えたい。まず、第一に齋宮の選定対象の変化について、具体的にみてみたい。天皇の即位年齢の低下によって、即位時に天皇のムスメが誕生している可能性が低くなる。これは、ムスメを齋宮の選定対象とすることを困難にしていることにつながる。この時期の齋宮の選定対象者を血縁的な視点で見ると、広範囲に及んでいる。齋宮に選定された候補者は、多くは天皇の姉妹である。その例は、十二例中六例と半数にのぼる。姉妹以外の六例は、ムスメ二例、オバ一例、メイ二例、イトコ一例となる。当時、異母兄弟姉妹も結婚の対象になり、同母姉妹と異母姉妹は別個に考えるべきなので、天皇の姉妹を同母と異母に分ける。同母姉妹は、六例中一例³⁸、異母姉妹は、六例中五例となり、異母姉妹の多さが目立つ³⁹。

系図3 平安時代中期

○清和朝から村上朝まで



○恬子内親王 (清和朝)

○識子内親王 (陽成朝 ①)

●柔子内親王 (醍醐朝)

○雅子内親王 (朱雀朝 ①)

○齊子内親王 (朱雀朝 ②)

○英子内親王 (村上朝 ①)

一方、天皇と同母姉妹の皇女は齋院に選定されている。清和天皇から村上天皇までの齋院は九名いるが、天皇の姉妹三例、そのうち同母姉妹は二例である。この二例は、齋宮と同時に卜定されている。

●儀子内親王 (清和朝齋院)

●敦子内親王 (陽成朝齋院 ①)

○婉子内親王 (朱雀・村上朝齋院)

残りの六例は、ムスメ四例、その他(イトコ以上)に離れた血縁関係)二例である。齋宮十二例中、ムスメ二例・同母姉妹一例・異母姉妹五例の八例、齋院九例中、ムスメ四例・同母姉妹二例・異母姉妹一例の七例で、極端な違いとはいえないが、齋院は、齋宮に比べると、天皇との血縁が濃い者が選定されている。天皇と血縁が濃い皇女が選定されていたということは、齋院が重視されていたことを示しているようであ

る。

根拠を示す史料はないが、齋宮より齋院の方が藤原氏北家の執権者の出自を持つ皇女が多く選定されていることから、執権者が齋宮卜定に関与していたことが窺える。この時期の天皇の生母は、光孝・宇多を除いて藤原氏北家出身の女性が多い。また、注目すべき点は、執権者と賀茂祭の関係である。執権者は、自分の孫を齋院にすることで、この祭において政治的なものだけでなく、祭祀的な権威をも貴族層に誇示したと考えられる。

そのために、北家出身の母を持つ皇女を齋院に選定したのである。一方、当時、皇子女は、母方で養育されていたため、外祖父との結びつきは深いと考えられる。自分の許で育てた孫を伊勢に行かせたくないという、執権者の個人的な想いも働いたのではないだろうか。齋宮の任が解かれるのは、身内の喪・天皇の讓位または崩御である。皇女が齋宮に選定されることは、親しい肉親との別れを意味していたのである。

第二の変化として、一代の天皇において複数の齋宮の選定が行なわれていることが挙げられる。朱雀・村上朝においては、一代の天皇に三人の齋宮が選定されている。齋院の方も、醍醐朝に三人が選定されている。

では、なぜ複数の齋宮が選定されたのであろうか。そこには、三つの要因が考えられる。第一の要因が、醍醐天皇の在位が長い点である。醍醐天皇は、平安時代において最も長期の在位であり、三十四年に及んだ。特にこの時、醍醐・朱雀・村上の子

代にわたり、それぞれ十七年を超す長期間在位した天皇が続いた。第二の要因が、朱雀天皇が皇子女に恵まれなかった点である。朱雀天皇の皇子女としては昌子内親王しか誕生していない。第三の要因として、齋宮の対象者と親族（特に母親）の高齢化である。朱雀天皇は八歳で即位したため年齢が低く、また、村上天皇は二十一歳で即位するも、ムスメが誕生していなかった。この時の齋宮選定の対象者は、醍醐のムスメ・マゴであり、朱雀にとって姉妹・メイにあたり、村上の場合も対象者は醍醐のムスメ・マゴであり、村上にとって姉妹・メイにあたる。醍醐天皇の長期在位によって、候補者となる醍醐のムスメ・マゴの年齢が高くなり、また、同時に皇女の親族も高齢化したのではないのだろうか。

この時の齋宮の退下理由を見ると、本人が薨去している例が二例ある。

朱雀朝② 齊子内親王 薨去（十六歳）

村上朝① 英子内親王 薨去（二十六歳）

当時の女性の平均寿命は三十歳前後であった。また、親族の喪によって退下した齋宮は、

朱雀朝① 雅子内親王 母の喪（源周子 享年不明）

朱雀朝③ 徽子女王 母の喪（藤原寛子 享年四十歳）

村上朝② 悦子女王 父の喪（重明親王 享年四十九歳）

朱雀・村上朝の齋宮の退下理由は、齋宮自身の薨去か、両親の喪による場合が多い⁴⁰。先に挙げた三つの要因によって、齋宮

の任期中に皇女やその両親が薨去する可能性が生じ、天皇一代に複数の齋宮が選定されたのではないだろうか。

以上、平安中期を見てきたが、齋宮の選定に変化が見られた。ムスメから姉妹へと選定対象が変化した。また、天皇の長期在位や次代の天皇一代について複数回の選定が行なわれた。これは、天皇と藤原氏北家とのミウチ体制による幼帝の出現や藤原氏北家の関与によるものであろう。

iii. 平安時代後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）

平安時代後期には、八代の天皇が即位し、齋宮には十名が選定され、そのうち女王が五名である（系図4）。他の時代に比べ、女王が多く選定されているという特色が窺える。

冷泉天皇と円融天皇それぞれの皇子たちが、兄弟で順番に即位したため、この時期の皇統は二統迭立といわれている。榎村氏は、花山朝から後冷泉朝の齋宮を対象にして「この時期の天皇家の分裂の影響が斎王制に波及してくる」と指摘し、藤原氏北家出身の母を持たない皇女が齋宮に選定されることから齋宮軽視が見受けられるとともに、冷泉系が冷遇されていたために、藤原氏北家出自の母を持つ皇女の代わりに、冷泉系の皇女が齋宮に選定されたと指摘している⁴¹。榎村氏の指摘に対して、三つの疑問が生じる。第一に藤原氏北家出身の母を持たない皇女が選定されているという要因によって齋宮軽視が見受けられるという点、第二に冷泉系が冷遇されていたという点、第三に冷泉

系の冷遇のために冷泉系の皇女が多く選定されたという点である。三つの点について、再検討し、平安後期における齋宮の特色を明らかにする。

第一に齋宮に藤原氏北家出身の母を持たない皇女が選定されているという要因によって齋宮軽視が見受けられるという点についてである。二統迭立が始まる冷泉朝から円融朝までの齋宮に選定された皇女とその母の出自を見ると、

冷泉朝 輔子内親王（母は藤原安子（身位は中宮））

円融朝① 隆子女王（母は藤原敦敏女（身位は不明））

円融朝② 規子内親王（母は徽子女王（身位は女御））

となる。藤原氏北家出身の母の例は、冷泉朝の輔子内親王の一例である。卜定は、安和元年（九六八）に行なわれ、藤原安子の父である師輔は、八年前の天徳四年（九六〇）に死去しているため、卜定には関与していない。

また、円融朝の一代目の齋宮の卜定時に、ムスメは生まれていなかったが、

同母姉妹：資子（十五歳。母は藤原安子）

選子（六歳。母は藤原安子）

異母姉妹：規子（二十一歳。母は徽子女王）

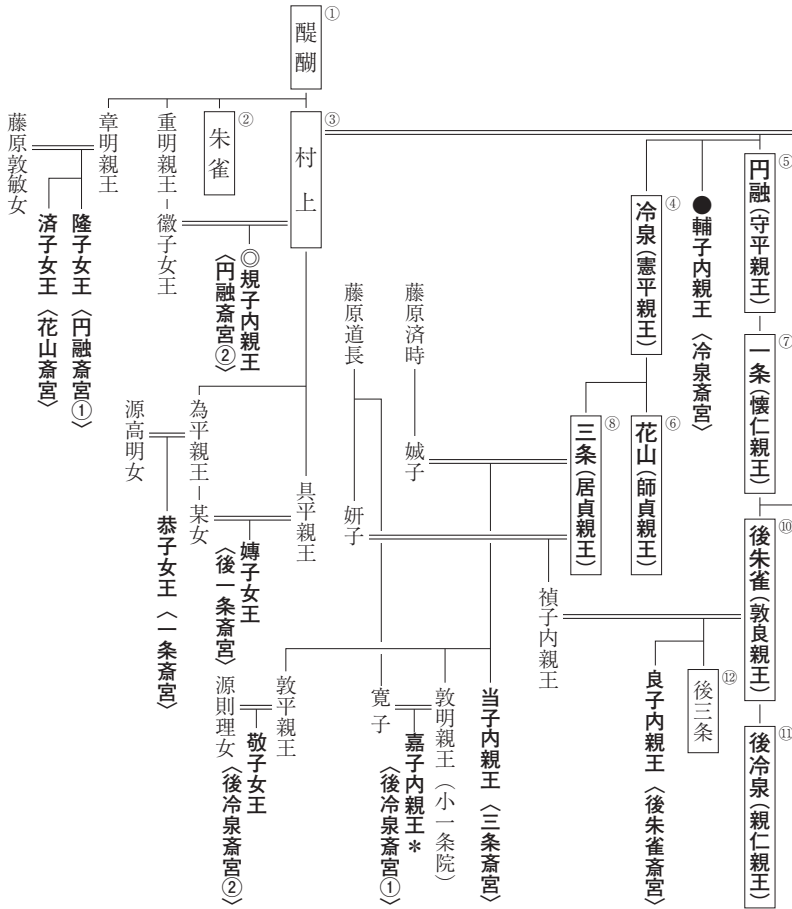
緝子（年齢不明。母は藤原元方女の祐姫（身位は更衣））

といった血縁の近いものがいながら、血縁の遠い章明親王（醍醐の皇子）女の隆子女王が選定された。

系図4 平安時代後期

○冷泉朝から後冷泉朝まで

藤原師輔-安子



*嘉子内親王は、親王宣下されたため、「内親王」となっている。

(丸数字は、即位順)

●...天皇と同母姉妹
○...天皇と異母姉妹

花山朝から後冷泉朝の齋宮には、

花山朝 濟子女王 (母は藤原敦敏女 (身位は不明))

一条朝 恭子女王 (母は源高明女 (身位は不明))

三条朝 当子内親王 (母は藤原濟時女 (身位は不明))

後一条朝 樽子女王 (母は為平親王女 (身位は不明))

後朱雀朝 良子内親王 (母は禎子内親王 (身位は皇后))

後冷泉朝① 嘉子内親王 (母は藤原道長女 (身位は皇后))

後冷泉朝② 敬子女王 (母は源則理女 (身位は不明))

の七名が選定された。そのうち藤原氏北家の女性を母に持つ皇女が齋宮に選定される例は、後冷泉朝の齋宮である嘉子内親王の一例だけである。母は藤原道長女の寛子であるが、外祖母は源明子である。倉本氏によれば、道長は、嫡妻の源倫子との間に儲けた子女は、天皇のキサキ

にしたり、摂政や関白に就けさせたりして優遇しているが、もう一人の妻である源明子の子女は優遇されていなかったと指摘する。つまり、寛子は道長の娘であるが、源明子腹であり優遇されていない立場にいたようである。藤原氏北家出身の母を持つ皇女が齋宮に選定されている例は、一例のみであるが、藤原氏北家の中でも優遇されていない女性であり、特殊な例といえよう。

むしろ、問題となることは、卜定時に天皇と血縁が近い皇女が限定されていた状況であったことである。齋宮の卜定時にムスメが生まれていた天皇は、三条・後朱雀だけである。

三条 当子内親王(母は藤原城子) ……三条朝齋宮

禊子内親王(母は藤原城子)

後朱雀 良子内親王(母は禊子内親王) ……後朱雀齋宮

娟子内親王(母は禊子内親王) ……後朱雀齋院

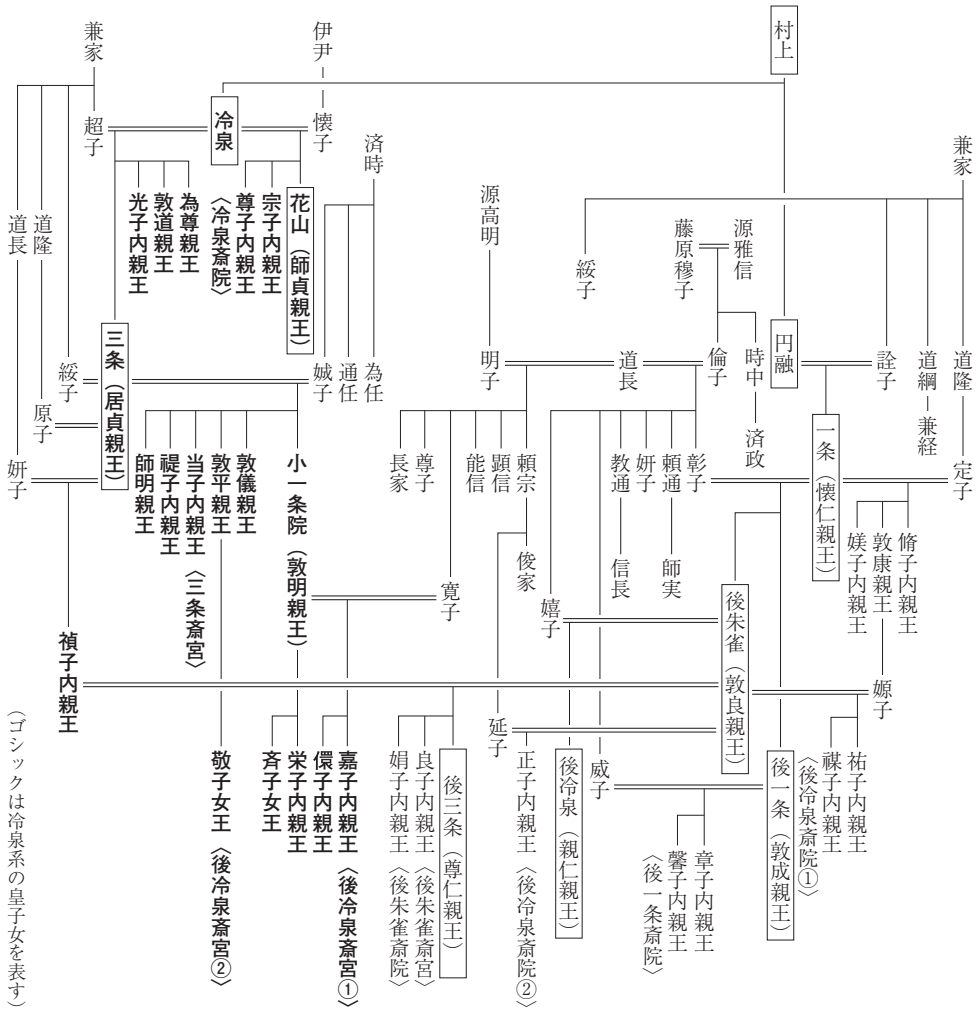
三条には、藤原妍子との間に禊子内親王を儲けているが、卜定が行なわれたのは長和元年(一〇二二)で、禊子は、長和二年(一〇二三)に生まれており、卜定時には生まれていない。

後朱雀には、藤原延子(父は藤原頼宗)との間に正子内親王を、藤原姫子の間に祐子内親王、禊子内親王をそれぞれ儲けている。正子が寛徳二年(一〇四五)、祐子が長暦二年(一〇三八)、禊子内親王が長暦三年(一〇三九)にそれぞれ誕生していて、卜定時である長元九年(一〇三六)には、三名は生まれていない。卜定時には藤原氏北家出身の母を持つ皇女は誕生していなかった。

た。

一方、ムスメが生まれていない天皇は、花山・一条・後一条・後冷泉であり、それぞれの齋宮卜定時の皇女・女王の誕生状況を個別に見たい。花山朝の齋宮卜定時には、花山の皇女が生まれておらず、同母姉妹である宗子内親王(母は藤原伊尹女の懐子)がいたが、章明親王(醍醐皇子)女の済子女王が選定された。一条朝の齋宮卜定時には、一条のムスメも生まれておらず、同母姉妹、異母姉妹もいなかったため、血縁の近い者はおらず、為平親王(村上皇子)女の恭子女王が選定された。後一条朝では、後一条のムスメは生まれておらず、異母姉妹に脩子内親王(二十一歳。母は藤原道隆女の定子)、イトコに禊子内親王(四歳。父は三条、母は藤原道長女の妍子)がいたが、齋宮には具平親王女の婁子女王が選定された。後冷泉朝の一代目の齋宮卜定時には、後冷泉のムスメは生まれていなかった。異母姉妹に祐子内親王(九歳。母は藤原頼通養女の藤原姫子)、禊子内親王(七歳。母は藤原姫子)、正子内親王(二歳。母は藤原頼宗女の延子)がいたにもかかわらず、齋宮には敦明親王(小一条院)女の嘉子内親王が選定された。この時、齋院も同時に選定されており、異母姉妹の禊子が選定されている。齋宮と比べると、齋院には、天皇と血縁の近い者が選定されているところは見逃してはならない。後冷泉朝の二代目の齋宮の卜定時では、やはり、後冷泉のムスメは生まれておらず、異母姉妹に祐子内親王(十四歳)、正子内親王(七歳)がいたが、敦平親王女の敬

系図5 冷泉系と円融系



子女王が選定された。花山、一条、後一条、後冷泉の四代のうち齋宮は七名選定されたが、七例中四例には、天皇と血縁が近い皇女がいたにもかかわらず、齋宮には五名の女王が選定されているのである。

榎村氏の指摘するように、藤原氏北家が齋宮を軽視し、自分の孫を齋宮に選定されないように関与した可能性が高い。

しかし、それぞれの齋宮の卜定時の皇女・女王の状況を見ていくと、一条朝の齋宮卜定時のように、ムスメも同母姉妹・異母姉妹もない情況や、卜定時に藤原氏北家出自の母を持つ皇女が生まれていなかった例もあるのである。

第二に冷泉系の冷遇という点について検討したい(系図5)。

冷泉天皇には、師貞親王(花山天皇)・居貞親王(三条天皇)・為尊親王・敦道親王の四人の皇子がいた。師貞親王の母は藤原伊尹女である懐子であり、残りの三人の皇子の母は藤原兼家女の子である。一方、円融天皇の皇子女は懐仁

親王（一条天皇）のみである。懐仁親王の母は藤原兼家女の詮子である。藤原兼家は、両皇統に自分の娘を入内させていたのである。倉本氏は、兼家は、懐仁親王、居貞親王、為尊親王、敦道親王の四人がそれぞれ続けて天皇に即位すれば、外祖父の地位に留まり続け得るといふ構想を企てていたのではないかと指摘している⁽⁴⁵⁾。円融系で唯一の懐仁親王は病弱であった。一方、冷泉系には三人の皇子がいた。円融系の病弱な親王より三人の冷泉系の親王が皇位継承者として有力視されていた可能性がある⁽⁴⁶⁾。このように、冷泉系の冷遇という見解に対しては疑問がある。むしろ冷泉系は、皇位継承において優勢であったと考えられる。

第三に冷泉系の冷遇のために冷泉系の皇女が多く選定されたという点についてである。冷泉系は冷遇されていなかった点については、先ほど述べた通りであるから、ここでは、なぜ齋宮に冷泉系の皇女が多かったのかという点を中心に検討する。花山朝から後冷泉までの齋宮七例のうち、冷泉系の皇女・女王が選定された例は三例、円融系の皇女の例が一例、その他が三例となる。冷泉系の皇女・女王の例をあげると、

当子内親王（三条朝）父は三条天皇

嘉子内親王（後冷泉朝①）父は敦明親王

敬子女王（後冷泉朝②）父は敦平親王

敦明親王と敦平親王は、ともに三条天皇の親王である。七例中三例という数は、決して多いとはいえないが、円融系の皇女

が後朱雀朝の良子内親王の一例に比べると多い。また、後冷泉朝以降に冷泉系の皇女が選定されている例がある。白河朝の一代目の齋宮に敦賢親王女である淳子女王が選定されているのである。敦賢親王は、敦明親王の子であるが、三条天皇の猶子となっている。冷泉系の皇女・女王が選定される背景には、円融系に比べ、冷泉系の天皇には皇子女に恵まれていた要因がある。冷泉天皇には宗子、尊子が生まれており、三条天皇には当子、禊子、禎子が生まれている。特に三条天皇は四男三女を、その皇子である敦明親王は嘉子・儂子・榮子・育子女王を、敦平親王は敬子女王をそれぞれ儲けていた。冷泉系の齋宮が多いというよりは、冷泉系の皇女または女王が多く生まれていたために、齋宮に選定された可能性がある。

以上、平安後期は、藤原氏北家のミウチ体制が深化し、天皇のキサキが限定されることによって、皇子女が激減する。当然、齋宮に選定される者も限られていた。さらに、藤原氏北家の齋宮軽視によって、藤原氏北家出自の母を持つ皇女が、齋宮に選定されることが避けられ、齋宮の候補者がいなくなってしまう。そのために、冷泉系の皇女や女王が多く選定されたと考えられよう。

平安時代を三つに区分して、その変化を見てきたが、齋宮制度は、政治的な影響を受けていた。平安前期は一代の天皇につき齋宮一名が選定されており、制度が完成したと見える。しかし、平安中期は藤原氏のミウチ体制によって幼帝が出現し、齋

宮の選定対象は、ムスメから姉妹に変化した。そこには、藤原氏北家の関与が見られ、天皇の異母姉妹が選定された。また、平安後期は藤原氏北家のミウチ体制の深化から天皇のキサキが限定され、皇子女が減少した。齋宮の候補者が限られ、選定の対象者は天皇の姉妹から女王へと移った。

このように、齋宮は、「政治的な力関係」から選定されたという側面も存在してはいたものの、その時々皇女の存在の有無も大きく影響しており、政治的な影響ばかりではなかったということが指摘できよう。

二、齋宮の選定基準

前章では、時代ごとに分析を行なったが、ここでは、齋宮に選定された皇女または女王を、第一に天皇と齋宮の血縁関係から、第二に齋宮に選定された皇女の出生順から、第三に齋宮の卜定時の年齢から、第四に齋宮の母親（その族姓と身位）から、第五に齋宮の同母兄弟から、第六に齋宮の外祖父（身位と没年）の多角的な側面から分析することによって、齋宮に選定された候補者の特色を示し、また、皇女の在り方について考えてみたい。

1. 天皇と齋宮の血縁関係について

『延喜式』に規定されているように、齋宮は、未婚の内親王、または女王が選定された。実質的に齋宮として伊勢に下った大

来皇女の先例を考えると、齋宮に選定される候補者としては、内親王ニ天皇のムスメが適切であったはずである。

ここでは、天皇と齋宮の血縁関係を見ていくことにより、血縁が重視されていたのかといった点を、時代ごとに齋院の例と比較しながら検討していく。

表1は天皇と齋宮の血縁を示したものである。ムスメ・同母姉妹・異母姉妹・オバ・メイ・イトコ・ハトコに分け、ハトコ以上に血縁が遠い場合はその他に区分した。また、時代区分は、平安時代以前を、律令制成立期（天武朝から文武朝まで）・奈良時代（元明朝から光仁朝まで）の二つ分け、平安時代を、前期（桓武朝から文徳朝まで）、中期（清和朝から村上朝まで）、後期（冷泉朝から後冷泉朝まで）のそれぞれに分けた。また、参考として院政期の例も挙げ、院政期前期（後三条朝から堀河朝まで）・院政期後期（後白河朝から後鳥羽朝まで）の二つに区分した。

天皇との血縁の濃さで考えると、天皇のムスメ・オバ・同母姉妹・異母姉妹・メイ・イトコ・ハトコの順であるが、律令制成立期から平安後期までの四十一例から、齋宮の選定例を見てみると、天皇のムスメ十四例・異母姉妹六例・オバ二例・メイ三例・ハトコ三例・同母姉妹二例・イトコ二例である。ムスメの選定例が四十一例中十四例であり、律令制成立期から平安後期までの全体の三十四・一パーセントを、異母姉妹の例が四十一例中六例であり、十四・六パーセントを占める。ムスメと異

母姉妹を合わせると四十八・八パーセントとなり、約半数を占

めていたのである。また、選定例の多さを順にしてみると、ム

表1 天皇と齋宮の血縁関係

合計	不明	その他	ハトコ	イトコ	メイ	オバ	姉妹		ムスメ	律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
							異母	同母									
四		一				二			一								
七	二	二	一						二								
八					一				七								
十二		一	一		二			五	一	二							
十		三	一	二				一	一	二							
八		二				二		二	二								
八						一		五		二							
五十七(四十二)	二(二)	九(七)	三(三)	二(二)	三(三)	五(二)		十三(六)	二(二)	十八(十四)							

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

【参考 齋院】

合計	その他	メイ	オバ	姉妹		ムスメ	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
				異母	同母							
五		一				四						
九	二			一	二	四						
六				二	一	三						
十	二		二		五	一						
五	一	一		二		一						
三十五(二十)	五(二)	二(一)	二	五(三)	八(三)	十三(十一)						

(注) 合計の括弧内の数字は、平安前期から平安後期までの合計を示したものである。

スメ・異母姉妹・オバ・メイ・ハトコ・同母姉妹・イトコの順となる。注目すべき点は、同母姉妹の選定例の数である。異母姉妹十三例に対して、同母姉妹は二例と少ない。これは、齋宮の選定において、異母姉妹の方が重視されていたことが分かる。

一方、齋院では、平安前期から平安後期までの二十例中、天皇のムスメ十一例・同母姉妹三例・異母姉妹三例・メイ一例である。齋宮と比較すると、天皇と血縁の濃い者が選定されたようだ。

注目すべき点として、齋宮がハトコやイトコの選定例があるのに対して、齋院にはなく、血縁関係から見

ると、天皇と血縁の近い者が多い。また、姉妹の例を見ると、同母姉妹の例が八例と、異母姉妹五例となり、同母姉妹の例の方が多く、齋宮と相反する。この点が表示すことには、齋宮が重視されていたとも見えるが、天皇の即位時に必ず齋宮を選定しなくてもよいので、血縁の濃い適切な候補者がいなければ、候補者があらわれるまで、齋宮を留め置くことが可能であったためではなからうか。やはり、血縁によって選定されている可能性がある。

齋宮の選定例を時代ごとに見ると、律令制成立期では、ムスメ一例・オバ二例あり、天皇と血縁の濃い者が選定されていたようである。奈良時代では、七例中、その他二例・不明二例となる。これは、政変などによって皇族が廃されたために、齋宮の選定の候補が少なく、天皇と遠縁の候補者が多かったと見られる。平安前期では、八例中、ムスメ七例となり、ムスメの選定例は九割を占めた。他の時代に比べ、天皇との血縁の濃い者が最も多く選定されている。この傾向は、齋院でも同様で、五例中四例がムスメの選定である。平安中期になると、齋宮に選定された者と天皇との血縁を見ると、広範囲にわたる。ムスメ二例に対して、異母姉妹五例・メイ二例・同母姉妹一例・ハトコ一例となる。これは、幼帝の出現により、齋宮の候補者が、ムスメを対象とできなくなったために、対象が天皇との血縁の遠い者まで広がったのであろう。齋院は、ムスメ四例・同母姉妹二例・異母姉妹一例と、血縁の近い者が選定されているが、

平安後期でも、齋宮は血縁の遠い者も選定されている傾向は同様であり、ムスメ二例・イトコ二例・同母姉妹一例・異母姉妹一例・ハトコ一例である。この時期、藤原氏北家のキサキが多く、したがって、天皇の同母姉妹・異母姉妹は、藤原氏北家出自の母を持つ。藤原氏北家の齋宮軽視により、天皇の姉妹の選定は、平安中期に比べ減少したのであろう。齋院では、ムスメ三例・異母姉妹二例・同母姉妹一例となり、齋宮より血縁の濃い者が選定されていることが分かる。

以上のように、齋宮制度が確立する律令制成立期では、ムスメ・オバが天皇と血縁の濃い者として齋宮に選定された。平安前期では、ムスメの選定例が最も多い。しかし、平安中期になると、幼帝の出現により、ムスメが候補者として選定できなくなる。そこで候補者の対象が変化し、姉妹、特に異母姉妹が適切な候補者となった可能性がある。この傾向は、平安中期からはじまり、院政期にまで及んだ。しかし、齋院は、平安前期から平安後期まで、天皇と血縁に近い者が選定された。

ここから分かることは、天皇と齋宮の血縁関係が重視され、天皇のムスメが最適な候補者であったようである。これは、大来皇女の先例が基礎とされ、ムスメが重要視された可能性も指摘できるのではないか。しかし、時代が下るにしたがい、政治状況の変化により、齋宮の候補者には血縁の濃い候補者の選定が難しくなり、その適切な候補者が、姉妹、特に異母姉妹に移っていったのではなからうか。

表2 齋宮に選定された皇女(女王)の出生順

醍醐	宇多	光孝	陽成	清和	文徳	仁明	淳和	嵯峨	平城	桓武	光仁	淳仁	孝謙	聖武	元正	文武	天武	天皇							
柔子内親王	元子女王	繁子内親王	掲子内親王	識子内親王	恬子内親王	晏子内親王	久子内親王	氏子内親王	仁子内親王	大原内親王	布勢内親王	朝原内親王	淨庭女王	酒人内親王	安倍内親王	小宅女王	畠女王	井上内親王	久勢女王	田形内親王	泉内親王	託基皇女	大来皇女	齋宮名	
宇多天皇	本康親王	光孝天皇	文徳天皇	清和天皇	文徳天皇	仁明天皇	仲野親王	淳和天皇	嵯峨天皇	平城天皇	桓武天皇	桓武天皇	神王	光仁天皇	淳仁天皇か	三原王	高丘王か	聖武天皇	不明	天武天皇	天智天皇	天武天皇	天武天皇	天武天皇	父
藤原胤子	不明	滋野直子か	藤原今子	藤原良近女	紀静子	藤原列子	高宗女王	菅野氏女	高志内親王	大原浄子	伊勢継子	中臣丸豊子	酒人内親王	弥努摩内親王	井上内親王	不明	不明	不明	畠犬養広刀自	不明	蘇我太蕤娘	忍海色夫古娘	六人臣櫛媛娘	大田皇女	母
一	不明	一	一	一	一	一	不明	一	一	三か	不明	一	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	一	同母出生順
二か	不明	四	七	四	四	一	二	不明	一	三	四か	不明	一か	不明	三か	不明	不明	不明	一	不明	不明	不明	不明	一	全体の出生順
	廉子女王				述子・珍子	慧子		有子・貞子		上毛野・石上				能登・弥努摩				不破							同母姉妹

2. 齋宮の出生順について

実質的に選定された初例と考えられる大来皇女は、第一皇女である。そのため、齋宮に選定される皇女には「第一皇女」という位置付けが影響していたのだろうか。皇女または女王の出生順にあたり、出生の記事が少なく、死亡記事が多いしたがって、出生順も不明な場合が多い。

表2は齋宮に選定された皇女または女王の同母姉妹内における出生順と、異母姉妹を含む出生順を示したものである。三十七例中(五十七例中不明二十例を除く)、同母姉妹の出生順では、第一の皇女が二十九例、全体の出生順では、第一の皇女は十三例となる。全体

二条	後白河		近衛	崇徳	鳥羽	堀河	白河	後三条	後冷泉	後朱雀	後一条	三条	一条	花山		円融	冷泉		村上		朱雀	天皇				
好子内親王	亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	娟子内親王	善子内親王	媞子内親王	淳子女王	俊子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	媯子女王	当子内親王	恭子女王	濟子女王	規子内親王	隆子女王	輔子内親王	樂子内親王	悦子女王	英子内親王	徽子女王	齊子内親王	雅子内親王	齋宮名
後白河天皇	後白河天皇	堀河天皇	鳥羽天皇	輔仁親王	白河天皇	白河天皇	白河天皇	敦賢親王	後三条天皇	敦平親王	敦明親王	後朱雀天皇	具平親王	三条天皇	為平親王	章明親王	村上天皇	章明親王	村上天皇	村上天皇	重明親王	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	父
藤原成子	藤原成子	不明	藤原家政女	源師忠女	藤原季実女	藤原道子	藤原賢子	源親方女	藤原茂子	源則理女	藤原寛子	禎子内親王	為平親王女	藤原成子	源高明女	藤原敦敏女	徽子女王	藤原敦敏女	藤原安子	莊子女王	藤原寛子	藤原淑姬	藤原寛子	源和子	源周子	母
二	一	不明	一	不明	不明	一	一	不明	二	不明	不明	一	不明	一	不明	不明	一	一	二	一	二か	一か	三	三	三	同母出生順
二	一	不明	六	不明	不明	二	一	不明	二	不明	不明	一	不明	一	不明	不明	四	一か	七	六	二か	十六	一か	十五	十	全体の出生順
亮子・休子	好子・休子					令子・禰子		聡子・佳子・篤子		儂子	娟子		禊子		隆子女王		濟子女王	承子・資子・選子		徽子女王		悦子女王	慶子・韶子	郁子・勤子	同母姉妹	

の出生順における第一の皇女の割合は、全体のおよそ三分の一を占めており、比較的が多いと思える。「第一皇女」という位置付けは、ある程度、齋宮に選定される条件として意識されていた可能性がある。

次に、賀茂齋院との比較を行なってみた。

表3は齋院に選定された皇女または女王の同母姉妹内における出生順と、異母姉妹を含む出生順を示したものである。齋院は三十二例中（三十五例中、同母姉妹については不明三例を除く）、第一の皇女は十九例、全体の出生順については不明五例を除く三十例中、第一の皇女は四例となる。齋院の全体の出生順における第一の皇女の割合は、十

表3 齋院に選定された皇女(女王)の出生順

天皇	齋院名	父	母	同母出生順	全体の出生順	同母姉妹
嵯峨・淳和	有智子内親王	嵯峨天皇	交野女王	一	二	
淳和	時子内親王	仁明天皇	滋野繩子	一	一	
仁明	高子内親王	仁明天皇	百済王永慶	一	三	柔子
文徳	慧子内親王	文徳天皇	藤原列子	二	二	晏子
	述子内親王	文徳天皇	紀静子	二	三	恬子・珍子
清和	儀子内親王	文徳天皇	藤原明子	一	五	
陽成	敦子内親王	清和天皇	藤原高子	一	三	
陽成・光孝	穆子内親王	光孝天皇	王躬女王	一	不明	
宇多	直子女王	惟彦親王	不明	不明	不明	
宇多・醍醐	君子内親王	宇多天皇	橘義子	一	三	
	恭子内親王	醍醐天皇	藤原鮮子	一	五か	敏子・婉子
	宣子内親王	醍醐天皇	源封子	一	二か	靖子
	韶子内親王	醍醐天皇	源和子	一	十三か	慶子・斉子

(注)・同母出生順は、皇女のみの順番となっている。全体の出生順も同様である。齋王名の欄でゴシックの文字は、齋院と同時期(同年)に選定されている皇女を示す。同母姉妹の欄で二重線が齋宮、波線が齋院になった皇女を示す。

・この表は、『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』、『一代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』(小学館、二〇〇二)、安田政彦「皇子女の出生順について」(帝塚山学院大学研究論集(文学部)二六号、二〇〇一年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

高倉	休子内親王	後白河天皇	藤原成子	四	四	亮子・好子
後鳥羽	惇子内親王	後白河天皇	藤原公成女	一	五	
	功子内親王	高倉天皇	藤原公重女	一	一	
土御門	潔子内親王	高倉天皇	藤原豊子	一	三	
	肅子内親王	後鳥羽天皇	源信良女	一	一	
順徳	瀬子内親王	後鳥羽天皇	丹波局	一	四	

三・三パーセントとなる。同時期に選定された齋院は、ほとんどが異母姉妹を含む出生順において第二以下の皇女が多い。

齋院と齋宮が同時期に選定される例を見てみたい。

太字で示した例は、齋院と齋宮が同時に選定された例である。⁽⁴⁸⁾ 十四例見られ、姉妹で選定された皇女が九例

である。九例の中でも齋宮も齋院も姉妹内の出生がわかる例は、次の八例である。⁽⁴⁹⁾

仁明朝

齋宮 久子内親王

(第二皇女)

齋院 高子内親王

(第三皇女)

文徳朝⁽¹⁾

齋宮 晏子内親王

(第一皇女)

齋院 慧子内親王

天皇	齋院名	父	母	同母出生順	全体の出生順	同母姉妹
朱雀・村上	婉子内親王	醍醐天皇	藤原鮮子	二	三か	敏子・恭子
冷泉・円融	尊子内親王	冷泉天皇	藤原懐子	二	二	宗子
円融～後一条	選子内親王	村上天皇	藤原安子	四	十	輔子・承子・資子
後一条	馨子内親王	後一条天皇	藤原威子	二	二	章子
後朱雀	娟子内親王	後朱雀天皇	禎子内親王	二	二	良子
後冷泉	祿子内親王	後朱雀天皇	藤原延子	二	四	祐子
後冷泉・後三条	正子内親王	後朱雀天皇	藤原延子	一	五	
後三条	佳子内親王	後三条天皇	藤原茂子	三	三	聡子・俊子・篤子
白河	篤子内親王	後三条天皇	藤原茂子	四	四	聡子・俊子・佳子
白河・堀河	齐子女王	敦明親王	源政隆女	不明	不明	
堀河	令子内親王	白河天皇	藤原賢子	一	三	媞子・禎子
鳥羽	禎子内親王	白河天皇	藤原賢子	二	四	媞子・令子
崇徳	官子内親王	白河天皇	源盛子	一	不明	
	惊子内親王	堀河天皇	源仁子	一	一	
	統子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	二	二	禎子
	禧子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	一	一	統子
崇徳～二条	怡子内親王	輔仁親王	源行宗女	不明	不明	
二条～高倉	式子内親王	後白河天皇	藤原成子	三	三	
高倉	僖子内親王	二条天皇	中原師元女	一	一	
	頌子内親王	鳥羽天皇	藤原実能女	七か		
高倉・安德	範子内親王	高倉天皇	藤原盛範女	二	二	
土御門・順徳	礼子内親王	後鳥羽天皇	坊門信清女	一	二	

(注)・同母出生順は、皇女のみ順番となっている。全体の出生順も同様である。ゴシック文字は、齋宮と同時期

(同年)に選定された皇女を示す。同母姉妹の欄で二重線が齋宮、波線が齋院になった皇女を示す。

・この表は、『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』『一代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』(小学館、二〇〇二年)、安田政彦『皇子女の出生順について』(『帝塚山学院大学研究論集(文学部)』三十六号、二〇〇一年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

(第二皇女)

清和朝

齋宮 恬子内親王

(第四皇女)

齋院 儀子内親王

(第五皇女)

陽成朝①

齋宮 識子内親王

(第四皇女)

齋院 敦子内親王

(第三皇女)

朱雀朝

齋宮 雅子内親王

(第十皇女)

齋院 婉子内親王

(第三皇女か)

円融朝

齋宮 規子内親王

(第四皇女)

齋院 選子内親王

(第十皇女)

後朱雀朝

齋宮 良子内親王

(第一皇女)

齋院 娟子内親王(第二皇女)

後三条朝

齋宮 俊子内親王(第二皇女)

齋院 佳子内親王(第三皇女)

陽成朝と朱雀朝の二例以外の六例が齋宮の方が年長者である。齋宮と齋院が同母・異母姉妹にかかわらず、齋宮に年長の者が選定され、齋院にそれより年少の者が選定されていることが分かるのである。

以上のように、選定時において候補者の中では年長者が選定されている例が見られ、特に、第一皇女が重要視されたようである。また、齋院と同時に選定される場合には、齋院に齋宮よりも年少の者が選定されているのである。

3. 齋宮の選定時の年齢

ここでは、齋宮に卜定された時の年齢について見ていくことにより、選定される年齢に適切な年齢があったのかといった点について検討してみたい。

表4は卜定時の齋宮の年齢を示したものである。皇女の年齢に関する史料が残っていない場合も多く、不明な場合が多い。誕生日や享年が史料に残っていれば、そこから卜定時に逆算して求めた。なお、「齋宮の年齢」は、卜定の時の齋宮の年齢を示す。

最年長と最年少の齋宮について見ていくと、最年長の例として、円融天皇の二代目の齋宮である規子内親王が挙げられる⁵⁰。

前齋宮規子内親王薨(村上皇女、三十八)⁵¹、

ということから、寛和二年(九八六)に三十八歳で亡くなっていることが分かる。卜定は、天延三年(九七五)二月十七日に行なわれているので、計算すると、規子内親王は二十七歳で選定されたこととなる。この時の齋宮に選定される可能性のあった者を見ると、円融の皇女が生まれていなかったため、その対象は、姉妹とメイになる。

同母姉妹 資子内親王(二十一歳。母は藤原安子)

選子内親王(十一歳。母は藤原安子)

異母姉妹 規子内親王(二十七歳。母は徽子女王)

メイ 宗子内親王(十三歳。母は藤原懷子(身位は女

御) 父は冷泉)

考え得る候補者四人の中で、最年長の規子内親王が選定された可能性がある⁵²。また、母徽子女王は、朱雀朝の三代目の齋宮であり、血縁者に齋宮経験者がいた。

一方、高倉天皇の二代目の齋宮である功子内親王は、最年少の齋宮に選定された皇女である。

抑功子内親王、是、先帝長女也、母前少将公重朝臣息女、

表4 ト定時の齋宮の年齢

平安後期				平安前期						奈良時代					律令制成立期			時代						
宇多	光孝	陽成②	陽成①	清和	文徳	仁明	淳和②	淳和①	嵯峨	平城	桓武②	桓武①	光仁②	光仁①	淳仁	孝謙	聖武	元正②	元正①	文武③	文武②	文武①	天武	天皇
元子女王	繁子内親王	掲子内親王	識子内親王	恬子内親王	晏子内親王	久子内親王	宜子女王	氏子内親王	仁子内親王	大原内親王	布勢内親王	朝原内親王	浄庭女王	酒人内親王	安倍内親王	小宅女王	県女王	井上内親王	久勢女王	田形内親王	泉内親王	託基皇女	大来皇女	齋宮
不明	不明	不明	四	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	四	十九	不明	不明	不明	不明	五	不明	不明	不明	不明	十三	齋宮の年齢
寛平元年(八八九)	元慶八年(八八四)	元慶六年(八八二)	元慶元年(八七七)	貞観元年(八五九)	嘉祥三年(八五〇)	天長十年(八三三)	天長五年(八二八)	弘仁十四年(八二三)	大同四年(八〇九)	大同元年(八〇六)	延暦十六年(七九七)	延暦元年(七八二)	宝龜六年(七七五)	宝龜三年(七七二)	天平宝字二年(七五八)	天平感宝元年(七四九)	天平十八年(七四六)	養老五年(七二一)	養老元年(七一七)	慶雲三年(七〇六)	大宝元年(七〇一)	文武二年(六九八)	天武二年(六七三)	卜定時
不明	不明	不明	貞観十六年(八七四)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	延暦元年(七八二)	不明	天平勝宝六年(七五四)	不明	不明	不明	養老元年(七一七)	不明	不明	不明	不明	齊明七年(六六一)	齋宮の生まれ年
不明	不明	不明	延喜六年(九〇六)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	弘仁十年(八一九)	不明	天長六年(八二九)	不明	不明	不明	宝龜六年(七七五)	不明	不明	不明	不明	大宝元年(七〇一)	没年
			三十三									三十八		七十六				五十九					四十一	享年

則祇_二候内裏_一之女房帥
局也、主上即若之時、
為_二御乳人_一、而去年春
比忽降_二誕此宮_一云々、
……^⑤

「去年」とは安元二年
(一一七六)である。卜定
されたのは、誕生の翌年の
治承元年(一一七七)十月
二十七日である。功子内親
王の卜定時の年齢は二歳と
なる。この時、高倉天皇は
十七歳であるがムスメが生
まれていたため、齋宮の候
補者はムスメであったよう
である。なお、この時の皇
女の年齢と、その母につい
て記す。

功子内親王

(二歳。母は藤原公重

女(身位は乳人)

範子内親王

	院政期前期					平安後期							平安後期												
後白河	近衛②	近衛①	崇徳	鳥羽	堀河	白河②	白河①	後三条	後冷泉②	後冷泉①	後朱雀	後一条	三条	一条	花山	円融②	円融①	冷泉	村上③	村上②	村上①	朱雀③	朱雀②	朱雀①	醍醐
亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	姁子内親王	善子内親王	媞子内親王	淳子女王	俊子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	樽子女王	当子内親王	恭子女王	济子女王	規子内親王	隆子女王	輔子内親王	楽子内親王	悦子女王	英子内親王	徽子女王	齐子内親王	雅子内親王	柔子内親王
十	不明	不明	十三	不明	十一	三	不明	十四	不明	不明	八	十二	十三	不明	不明	二十七	不明	十六	四	六	二十六	八	十六	二十二	六
保元元年(一一五六)	仁平元年(一一五一)	康治元年(一一四二)	保安四年(一一二三)	天仁元年(一一〇八)	寛治元年(一〇八七)	承暦二年(一〇七八)	延久五年(一〇七三)	延久元年(一〇六九)	永承六年(一〇五一)	永承元年(一〇四六)	長元九年(一〇三六)	長和五年(一〇一六)	長和元年(一〇一二)	寛和二年(九八六)	永観二年(九八四)	天延三年(九七五)	安和二年(九六九)	安和元年(九六八)	天暦九年(九五五)	天暦元年(九四七)	天慶九年(九四六)	承平六年(九三六)	承平六年(九三六)	承平元年(九三一)	寛平九年(八九七)
久安三年(一一四七)	不明	不明	天永二年(一一一一)	不明	承暦元年(一〇七七)	承保三年(一〇七六)	不明	天喜四年(一〇五六)	不明	不明	長元二年(一〇二九)	寛弘二年(一〇〇五)	長保二年(一〇〇〇)	不明	不明	天暦三年(九四九)	天暦七年(九五三)	天暦七年(九五三)	天暦六年(九五二)	天慶五年(九四二)	延喜二十一年(九二二)	延長七年(九一九)	延喜二十一年(九二二)	延喜十一年(九一一)	寛平四年(八九二)
建保四年(一一二六)	不明	不明	保元元年(一一五六)	不明	長承元年(一一三二)	永長元年(一〇九六)	不明	長承元年(一一三二)	不明	不明	承暦元年(一〇七七)	永保元年(一〇八一)	治安二年(一〇二二)	不明	不明	寛和二年(九八六)	正暦三年(九九二)	正暦三年(九九二)	長徳四年(九九八)	不明	天慶九年(九四六)	寛和元年(九八五)	承平六年(九三六)	天暦八年(九五四)	天徳三年(九五九)
七十			四十六		五十六	二十一		七十七			四十九	七十七	二十三			三十八		四十	四十七		二十六	五十七	十六	四十四	六十八

(一歳。母は藤原成範女(身位は不明))
 潔子内親王
 (年齢不明。母は藤原頼定女(身位は典侍))
 この他にもムスメが存在する可能性があるが、天皇の年齢が十七歳と低いこともあり、三人が限界と見られる。潔子内親王の場合も誕生していない可能性もあるのではないだろうか。齋宮には功子内親王が選定されたのである。その後、翌年承暦二年(一〇七八)には高倉朝の三代目の齋院に範子内親王が選定されており、年齢順で選定されている可能性がある。選定の年齢の幅が広く、二歳から二十七歳までであるが、候補者の中でも最年長の者が選定される可能性もあるように

院政期後期		院政前期		院政期前期		院政期後期		合計	
天皇	齋宮	齋宮の年齢	卜定時	齋宮の生まれ年	没年	享年			
二条	好子内親王	十一	保元三年(一一五八)	久安四年(一一四八)	建久三年(一一九二)	四十五			
六条	休子内親王	十	仁安元年(一一六六)	保元二年(一一五七)	承安元年(一一七一)	十五			
高倉①	惇子内親王	十一	仁安二年(一一六七)	保元二年(一一五七)	承安二年(一一七二)	十六			
高倉②	功子内親王	二	治承元年(一一七七)	安元二年(一一七六)	不明				
後鳥羽	潔子内親王	七	文治元年(一一八五)	治承三年(一一七九)	不明				
土御門	肅子内親王	四	正治元年(一一九九)	建久七年(一一九六)	不明				
順徳	熙子内親王	十一	建保三年(一二二五)	元久二年(一二〇五)	不明				

(注) この表は、『六国史』をはじめ『日本紀略』『本朝皇胤紹運録』『中右記』『愚昧記』『二代要記』などの史料、『平安時代史事典』、角田文衛『日本の後宮』、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』、または東京大学史料編纂所の「大日本史料総合データベース」を参照に作成したものである。

表5 齋宮の卜定時の年齢分布

年齢	律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
四			一	二		一	二	六
五～十		一		三	一		三	八
十一～十五	一			二		三	三	九
十六～二十		一		一			三	五
二十一～二十五				一			一	二
二十六				一			二	三
不明	三	五	七	四	五	四	二	二十八
合計	四	七	八	十二	十	八	八	五十七

(注) 表4をもとに年齢の分布を表にしたものである。

ある。

次に卜定時の齋宮の年齢分布について検討を加えたい。

三例となる。平安後期では、十例のうち、十一～十五歳二例、五～十歳一例、十六歳以上が二例となる。以上のように、齋宮

表5は卜定時の齋宮の年齢を五歳ごとに区分して、その年齢分布を表わしたものである。齋宮の年齢別に見ていくと、二十九例中(五十七例から不明二十八例を除く)、十一～十五歳九例、五～十歳八例、四歳以下六例、十六歳～二十歳三例、二十六歳以上二例、二十一～二十五歳一例である。十五歳以下が二十三例と大半を占め、一方、二十一歳以上を見ると三例しかない。時代ごとに見ると、平安前期までは四歳以下、五～十歳、十一～十五歳、十六～二十歳がそれぞれ一例ある。平安中期では、十二例のうち、五～十歳三例、四歳以下二例、十六歳以上の例が

に選定される年齢は、二歳から二十七歳までと年齢層が広いが、五〜十五歳が、年齢のわかる二十九例中十七例であることから、十五歳以下が適切な年齢と考えられていたようである。しかし、最年長の齋宮である規子内親王の選定時の候補者をみると、十五歳以下である選子内親王や宗子内親王がいながら、二十七歳の規子内親王が選定されており、むしろ、年齢の高さや低さよりも、その時々最年長が選定される可能性もある。

4. 母親の族姓と身位について

齋宮に選定された者の母親の族姓と身位の関係について検討していく。

まず、族姓についてである。

表6は時代ごとに、母親の出身を皇族・藤原氏北家・藤原氏

北家以外の藤原氏（表では「藤原氏」の「その他」に区分する）・源氏・その他・不明の六つに区分したものである。

律令制成立期から平安後期まで、四十一例中、藤原氏北家十例・皇族十例・源氏四例・藤原氏北家以外の藤原氏二例となり、皇族と藤原氏北家が全体の八割弱を占めている。時代ごとに見ていくと、平安時代以前では、皇族三例・その他四例・不明四例となり、その他と不明の例が多い。一方、平安前期では、その他四例・皇族三例・藤原氏北家一例となり、その他の例が多い。これは、氏族出身のキサキが多く入内したからであろう。

藤原氏に限らず、紀氏、橘氏または渡来系の百済王氏などがキサキとして存在していた。齋宮に選定された皇女の母も、中臣丸氏・伊勢氏・大原氏・菅野氏出自であった。しかし、平安中期では、藤原氏北家四例・その他三例・源氏二例・藤原氏北家

表6 齋宮の母親の族姓

皇親 藤原氏	北家		源氏	その他	不明	合計	時代						合計		
	北家	その他					律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期		院政期後期	
一						四	一	二	三	一	三	二	四	六	十(十)
						七				二	二	二	二	六	二十(十)
						八				三	二	二	一	六	二(二)
						十二				三	二	二	一	七(四)	七(四)
						十				二	二	二	一	七(四)	十一(十一)
						八				二	二	二	一	七(四)	七(四)
						八				二	二	二	一	七(四)	七(四)
						五十七(四十二)				八	八	八	八	三十二	五十七(四十二)

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

以外の藤原氏二例・皇族一例となり、皇族からその他の身分まで幅広く見える。

平安後期になると、藤原氏北家五例・皇族三例・源氏二例となる。皇族と藤原氏北家に注目したい。皇族が多いのは、律令制成立期から平安後期までの時代を通して見られる。これは、平

表7 齋宮の母親の身位

内親王	齋宮の母親の身位						律令制成立期	奈良時代	平安前期	平安中期	平安後期	院政期前期	院政期後期	合計
	皇后	妃	女御	その他	女御	不明								
皇后(中宮)														五(三)
夫人														二(二)
嬪														二(二)
宮人														二(二)
女御														三(二)
更衣														七(七)
その他														十八(十二)
不明														十一(五)
合計	四						七	四	一	一	六	二	八	五十七(四十二)

(注) 合計の括弧内の数字は、律令制成立期から平安後期までの合計を示したものである。

安時代において、皇子女の在り方が変化するなか、皇族の母を持つ皇女は、国家神の伊勢神宮に奉仕する齋宮として適切な候補者であり、やはり神聖な意味を有していたからであろう。また、藤原氏北家が多いのは、天皇と藤原氏北家とのミウチ体制によって、キサキに藤原氏北家出身の女性が多かったためである。前章では藤原氏北家の齋宮軽視について述べたが、母親の

嬪四員、右五位以上、宮人職員、

妃二員、右四品以上、
夫人三員、右三位以上、

ということから、妃の定員は二名で「四品」ということから皇族出身者のみであり、夫人には三名で三位以上の者、嬪には四名で五位以上の者といったように、定員数のみならず身分によって定められていた。しかし、平安時代になると、キサキの増

族姓を見てみると、相反する結果となっている。この点については、6・外祖父のところでも詳しく述べることにする。
第二に、身位についてである。
表7は時代ごとに齋宮に選定された母親の身位を、後宮の身分にしたがって区分したものである。平安時代以前では、後宮の身分として、皇后・妃・夫人・嬪・宮人が挙げられる。

加により、皇后・妃・夫人・嬪の下位に定員数を補う女御・更衣が出現した。次第に妃・夫人・嬪の身分が衰退し、代わりに女御・更衣の身分が上昇した。⁽⁵⁵⁾特に女御は、皇后の次の身分となる。一方、更衣は、村上朝以降は見られなくなる。これを踏まえ、皇族と氏族とを分けた。さらに皇族内でも内親王と女王に分け、身位を、皇后・妃・女御・その他に分けた。また、氏族も同様として、皇后・夫人・嬪・宮人・女御・更衣・その他に分けた。⁽⁵⁶⁾

律令制成立期から平安後期まで、皇族の例は、四十一例中九例となる。内親王六例、女王三例ある。内親王六例中、妃三例・皇后一例・その他二例となり、妃の例が多い。また、女王三例中、女御二例・不明一例となる。次に、氏族出身の者の身位を見ていくと、四十一例中、皇族九例・不明五例を除く二十七例中、その他十一例・更衣七例・皇后（中宮）三例・夫人二例・宮人二例・女御二例となる。更衣は、平安中期以外は見られないが、他の時代、その他の身位や身位不明の者が多く見える。齋宮の母親には、律令制成立期から平安後期の全時代にわたって、少数ながらも皇族の母を持つ皇女が選定されていた。これは、皇族の母を持つ皇女が重要視されていたとも考えられる。しかし、ミウチ体制によって、天皇と藤原氏との婚姻により、キサキの比重は、皇族から藤原氏に移る。平安中期以降では、皇族や藤原氏北家出自が多くなった。特に、更衣かそれ以下の身位の女性が多かったようである。

5. 齋宮の同母兄弟について

齋宮に卜定された皇女の同母兄弟を検討を加える。

平安時代に入ると、皇子女の増加によって皇族の保護が国家財政を圧迫するようになった。したがって、財政の負担を軽減させる処置として、皇子女に親王宣下や臣籍降下が行なわれるようになった。これは、天皇の子女だからといって、自動的に「親王」や「内親王」になれるわけではなく、そのためには「親王宣下」を受けることが必要であった。「親王」や「内親王」になれない者もいたのである。齋宮に選定された皇女を見てみると、伴瀬明美氏が指摘するように、院政期では「内親王」たちは卜定されなかったら宣下されることはなかった可能性が大きい」と指摘する。⁽⁵⁷⁾つまり、齋宮に選定された皇女は、「親王宣下」が行なわれ、「内親王」という立場を保障された。齋宮に選定された皇女の同母兄弟はどうであったのであろうか。

表8は、齋宮に選定された皇女（女王）の同母兄弟とその身位を示したものである。

齋宮には、天皇と同母姉妹ではなく、天皇と異母姉妹が選定される例が多かったことを指摘した。律令制成立期から平安後期まで、四十一名のうち、女王十二名を除く二十九名中、同母兄弟がいる齋宮は十九名いた。天皇と同母姉妹が齋宮に選定された例を具体的に挙げてみると、次の三例となる。

柔子内親王（醍醐齋宮、天皇との血縁では姉妹）

輔子内親王（冷泉齋宮、天皇との血縁では姉妹、円融とも同母兄弟）

良子内親王（後朱雀齋宮、天皇との血縁ではムスメ、後三条と同母兄弟）

十九名中三名しか存在しない。天皇位に即く皇子を主流とすれば、齋宮と同母兄弟の皇子は、傍系を意味していたと考えられる。

次に、臣籍降下について触れておきたい。臣籍降下した親王を同母兄弟に持つ齋宮は、十九名中二名で、朱雀朝の一代目の齋宮である雅子内親王と、村上朝の一代目の齋宮である英子内親王だけで、齋宮の同母兄弟のほとんどは、「親王」という地位でいられたことを示している。ある程度、「親王」という身分が維持できる立場にいたのであろう。しかも、雅子内親王には、臣籍降下した記事が見られる。

太政官符、民部省（承知下^三中務、式部、大藏、宮内等省）、

源朝臣高明、年八、源朝臣兼明、年八、

源朝臣自明、年四、源朝臣允明、年三、

源朝臣兼子、年七、源朝臣雅子、年七、

源朝臣嚴子、年六、

右大臣宣、奉勅、件七人是皇子也、而依^三去年十二月二十八日勅書賜姓、貫^三左京一条一坊、宜^下以^三高明^一為^中戸

主者、省宜承知、依^レ宣行之、符到奉行、……⁽⁵⁸⁾

「源朝臣雅子、年七⁽⁵⁹⁾」ということから、延喜二十年（九二〇）十二月二十八日に同母兄弟である高明や兼子とともに源氏に賜姓されたようだ。雅子が、「卜^二定伊勢賀茂齋王等^一」、先帝第十雅子内親王伊勢卜食」とあることから、承平元年（九三二）十二月二十五日に朱雀朝の一代目の齋宮に卜定された⁽⁶⁰⁾。卜定時以前に「内親王」に復されていた史料が見えないが、この時には「内親王」であったようである。これは、雅子内親王が、事前に齋宮の候補者として挙がっていたのではなく、急遽、決まった可能性がある。

次に、親王の位階と官職について見ていく。平安時代以前や平安前期では、七名の齋宮に兄弟が九名いた。そのなかでも、政治の中枢から廃された親王が五名見られる。天武朝齋宮の大来皇女の同母兄弟である大津皇子は、謀反の罪で処刑された。光仁朝齋宮の酒人内親王の兄弟である他戸親王は、宝龜三年（七七二）にその母井上内親王が蠱巫事件により、廢后され、それを受けて、他戸親王も廢太子された。平城朝齋宮の大原内親王の兄弟である高岳親王と巨勢親王がおり、高岳親王は薬子の変で廢太子され、巨勢親王は無品であったが兄・高岳親王の廢太子の影響を受けていたかは不明である。いずれにしろ、政治的には優遇されていなかったようである。淳和朝齋宮の氏子内親王の兄弟である恒世親王は自ら皇太子を辞退している。し

表8 齋宮の同母兄弟

陽成	清和	文徳	仁明		淳和	嵯峨	平城	桓武		光仁	淳仁	孝謙	聖武	元正		文武	天武	天皇					
掲子内親王	識子内親王	恬子内親王	晏子内親王	久子内親王	宜子女王	仁子内親王	大原内親王	布勢内親王	朝原内親王	浄庭女王	酒人内親王	安倍内親王	小宅女王	泉女王	井上内親王	久勢女王	田形内親王	泉内親王	託基皇女	大来皇女	齋宮		
文徳	清和	文徳	文徳	仁明	仲野親王	淳和	嵯峨	平城	桓武	桓武	神王	光仁	淳仁か	三原王	高丘王か	聖武	不明	天智	天武	天武	天武	父	
藤原今子	藤原良近女	紀静子	藤原列子	高宗女王	菅野氏女	高志内親王	大原浄子	伊勢継子	中臣丸豊子	酒人内親王	弥努摩内親王	井上内親王	不明	不明	不明	泉犬養広刀自	不明	蘇我太蕤娘	忍海色夫古娘	六人臣櫛媛娘	大田皇女	母	
惟恒親王	貞平親王	惟条親王	惟喬親王			恒世親王	巨勢親王	高岳親王				他戸親王	不明	不明	不明	不明	不明	穉積皇子	川島皇子	磯城皇子	忍壁皇子	大津皇子	同母兄弟
三品兵部卿。	三品神祇伯。	四品上総太守。	四品上野太守。			三品中務卿。皇太子に立てられるが辞退。	無品。	弘仁元年(八一〇)に廢太子される。				宝龜三年(七七二)に廢太子される。	不明	不明	不明	不明	不明	一品知太政官事。	浄大三、贈浄広一。	浄広一。	三品知太政官事。	朱鳥元年(六八六)、謀反罪により死罪。	同母兄弟の詳細

かし、九名のうち二名は、高位に就いている者もいた。文武の一代目の齋宮の託基皇女の兄弟である忍壁皇子は三品知太政官事に、文武三代目の齋宮田形内親王の兄弟である穉積皇子は一品知太政官事になっている。残りの二名を挙げると、託基皇女の兄弟である磯城皇子は浄広一になっており、文武の二代目の齋宮の泉内親王の兄弟である川島皇子は、浄大三で、後に浄広一が贈られた。

平安中期以降になると、十二名の齋宮に兄弟がおり、二十七名にのぼる。そのうち、天皇に即位した親王四名・不明一名・その他三名(僧になった師明親王、皇太子を遜位し院となった敦明親王、夭折した徽子女王の皇

三条	一条	花山	円融	冷泉		村上		朱雀		醍醐	宇多	光孝	天皇													
当子内親王	恭子女王	濟子女王	規子内親王	隆子女王		英子内親王	徽子女王	齊子内親王		雅子内親王		柔子内親王	元子女王	繁子内親王	齋宮											
三条	為平親王	章明親王	村上	章明親王		醍醐	重明親王	醍醐		醍醐		宇多	本康親王	光孝	父											
藤原城子	源高明女	藤原敦敏女	徽子女王	藤原敦敏女		藤原安子	莊子女王	藤原寛子		源周子		藤原胤子	不明	滋野直子か	母											
敦明親王	—	—	皇子夭折	—	為平親王	守平親王	憲平親王	具平親王	—	源自明	兼明親王	長明親王	—	有明親王	式明親王	常明親王	源高明	盛明親王	時明親王	敦実親王	敦固親王	敦慶親王	敦仁親王	不明	—	同母兄弟
皇太子を遜位。	—	—	—	—	一品式部卿。	円融天皇。	冷泉天皇。	二品中務卿。	—	源氏賜姓。正四位下参議。	源氏に賜姓、後に親王宣下。二品中務卿。	四品。	—	三品兵部卿。	三品中務卿。	三品刑部卿。	正二位左大臣。安和の変にて廃される。	源氏に賜姓、親王宣下。四品上野太守。	無品。	一品式部卿。	二品兵部卿。	二品中務卿、式部卿等を歴任。	醍醐天皇。	不明	—	同母兄弟の詳細

子)を除く十九例を対象とする。品位について見ると、十九例中、一品二名・二品四名・三品六名・四品四名・無品一名・源氏三名となる。特に、一品や二品になった親王は、天皇と同母兄弟の者が多い。一品になった親王は、柔子内親王と同母兄弟の敦実親王と、輔子内親王と同母兄弟の為平親王である。柔子は、醍醐と同母兄弟であり、輔子内親王は冷泉と同母兄弟であるから、敦実親王と為平親王は、天皇と同母兄弟にあたるのである。二品になった親王では、四名中二名である敦慶親王・敦固親王が醍醐天皇と同母兄弟である。天皇と同母兄弟は、品位において優遇されていたとも見える。身位についてみる

順徳	土御門	後鳥羽	高倉	六条	二条	後白河	近衛	崇徳	鳥羽	堀河	白河	後三条	後冷泉	後朱雀	後一条						
熙子内親王	肅子内親王	潔子内親王	功子内親王	惇子内親王	休子内親王	亮子内親王	喜子内親王	妍子内親王	守子女王	媯子内親王	淳子内親王	俊子内親王	敬子女王	嘉子内親王	良子内親王	樽子女王					
後鳥羽	後鳥羽	高倉	高倉	後白河	後白河	後白河	堀河	鳥羽	輔仁親王	白河	白河	後三条	敦平親王	敦明親王	後朱雀	具平親王					
丹波局	源信良女	藤原豊子	藤原公重女	藤原公成女	藤原成子	藤原成子	不明	藤原家政女	源師忠女	藤原季実女	藤原道子	藤原賢子	源親方女	藤原茂子	藤原寛子	禎子内親王	為平親王女				
					(右に同じ)	(右に同じ)	不明					善仁親王		貞仁親王		尊仁親王		師明親王	敦平親王	敦儀親王	
					(右に同じ)	(右に同じ)	不明	仁和寺門跡に就任。				堀河天皇。		白河天皇。		後三条天皇。		東大寺において受戒。性心。	二品兵部卿。	三品、式部卿、中務卿等を歴任。	

(注)『日本書紀』といった六国史をはじめ、『日本紀略』『二代要記』などの史料、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)、東京大学史料編纂所の大日本史料総合データベースを参考にして作成した。

と、中務卿、兵部卿、式部卿が多く見られる。品位は、位田・品封・資人を決める重要なものであったが、平安時代以降、品位が皇族の経済を保障する重要な役割を有していたとは考えにくい。また、親王の官職について、黒板伸夫氏は、「儀制的な官職」⇨「権威的」という意味合いがあると指摘している^②。

以上、齋宮の同母兄弟は、天皇に即位しなかった者が多かった。平安時代以前から平安前期では、皇位継承権を得られない、または、政治的に排除された皇子が見られた。平安中期以降では、臣籍降下を行なわない者が多く、「親王」という地位を維持できた立場であったようである。また、位

階や官職に就いていた親王が多く、三品か四品、中務卿や兵部卿という立場にいたが、いずれも形式的なものに過ぎなかったのである。齋宮の同母兄弟の皇子に注目したが、他の皇子の在り方など、検討する余地がある。ここでは、特色を挙げるだけにとどめることとしたい。

6. 齋宮と外祖父について

平安時代においては、結婚形態が招婿婚であり、子供は、母方である外祖父によって育てられることが多かった。皇子女についてと同様である。皇室経済を研究した竹島寛氏は、「外戚の支給が親王の御経済に影響せしは想像するだに明らかなる事なり」と指摘し、内親王について研究された坂井潔子氏も「親王の収入を占めていたのは、両親または外戚からの贈与」と指摘しているように、皇子女が外祖父に依存するところが大きかったことが理解できる。齋宮に選定された皇女または女王も、外祖父からの援助を受けていたはずである。齋宮の外祖父について見ていきたい。

表9は齋宮の外祖父（女王の場合は父親王）の身位と没年を示したものである。この表には、二つの目的がある。第一に、齋宮に選定された時の外祖父の身分と、極官を示すことよって、齋宮の選定が外祖父にどのような政治的影響を与えたかを検討する。第二に、齋宮の卜定時に外祖父の生存を確認することで、齋宮が外祖父からの援助を受けていたか否かを検討する。

なお、齋宮が女王である場合、父である親王を別の項目として挙げた。

第一に外祖父の地位について見ていく。平安時代以前や平安前期では、地位不明な外祖父が目立つが、平安中期以降になると、太政大臣や参議など高官に上った外祖父が多く見られる。特に平安後期に顕著である。また、極官と齋宮の卜定時の官職には、大差がない。齋宮の選定によって、外祖父が官職の優遇などを受けた形跡は見られないのである。

第二に、齋宮の候補者が外祖父からの援助を受けているかどうかについて見ていきたい。平安時代以前や平安前期に外祖父の身分が不明な者が多いのは、外祖父の地位が低いために史料に残らなかったことによるものと考えられる。さらに、外祖父の地位が低いために、皇女が経済的な援助を充分に受けていなかった可能性もある。平安中期になると、徐々に官職の高い外祖父が増える。特に平安後期では顕著である。これは、4. 母親の族姓で、齋宮には藤原氏北家出自の女性が最も多かったことと関連している。藤原氏北家が天皇とのミウチ体制を深化させたためであり、キサキに藤原氏北家出自の女性が多くなったためである。注目すべき点は、外祖父の中で官職が高い者、特に藤原氏北家について見てみると、齋宮の卜定時には故人となっていることが多いのである。平安前期から平安後期まで、藤原氏北家十例中、卜定時に亡くなっている例は七例にのぼる。これが示すのは、卜定時に外祖父が亡くなっているために選定

について関与できないということである。4. 母親の族姓の結果から齋宮軽視を否定はできないのである。また、齋宮卜定時に外祖父が亡くなっているということは、平安時代の藤原氏北家外祖父の死によって、皇女が生活の保障を失っていたことも示す可能性がある。皇子女の経済に触れる史料は残っておらず、その実態をつかむことは容易ではない。一方、齋院について触れると、東郷富親子氏は、選子内親王の長期の齋院の在位について、選子内親王が後見人である外祖父の藤原師輔を天徳四年（九六〇）に、母の安子を康保元年（九六四）に亡くし、経済的な理由によって齋院に留め置かれたと指摘する⁽⁶⁵⁾。選子は、天延三年（九七五）、円融朝の二代目の齋院として選定され、以降、花山・一条・三条・後一条朝にわたり、齋院であり続けた。選子は、選定以前に父・母を亡くしていたのである。

外祖父は皇子女の後見人のような役割があり、後見人である外祖父が死去することで生活の保障がなくなるとを意味することもあった。つまり、齋宮になることによって皇女の生活が保障されるという意味があった可能性もある。

女王の場合、齋宮に選定される際に、父である親王が生存している場合が多い。女王は母の出身が不明な者が多く、生活の保障をしてくれた後見人も不明である。よって、女王の生活保障のために、父である親王が意図的に自分の女を齋宮に推挙しているのではないだろうか。そして、選子内親王の例からも、齋院にも同様な意味があった可能性が考えられる。しかし、齋

宮や齋院の経済的な面については、詳細に検討していくべきであり、これからの課題にしていきたい。

以上、齋宮に選定された皇女または女王を、六つの側面から検討してきた。齋宮に選定された皇女または女王の傾向としては、ある程度、天皇の血縁は重視されているが、平安時代に入ると、藤原氏北家の関与が指摘できよう。また、出生順では第一皇女の選定が多く、年齢では十五歳以下の選定例が多いが、これは不明な例が多い。むしろ、齋宮に選定される基準となったのは、母親の氏族や身位・外祖父の地位であったようである。特に、齋宮に選定された候補者には、母親の身位が低い者、外祖父の身位が低い者、身分が高い者でも故人である者が、傾向として見られる。

齋宮に選定された皇女または女王は、経済的にも政治的にも恵まれていないという点が指摘できるのではないだろうか。

おわりに

天武朝の大来皇女から後冷泉朝の敬子女王までの齋宮を通して、時代別の選定や選定基準について検討した結果、齋宮制度には皇女の生活を保障しているという一側面がある可能性を見出した。

平安時代以前では、皇族中心の政治によって皇女も重要な立場であった。そのため、齋宮が開始される契機として、大来皇女の場合、政治的に排除されたからではないかという可能性を

	生存	父（女王の場合）				生存	卜定日
		極官	身位	没年			
12月3日	×						天武2年(673)4月14日
	不明						文武2年(698)9月10日
	不明						大宝元年(701)2月16日
	不明						慶雲3年(706)8月29日
	不明	不明	不明	不明	不明		養老元年(717)か
	不明						養老5年(721)9月11日
	不明	不明	不明	不明	不明		天平16年(744)
	不明	中務卿(正三位)	中務卿(従三位)	天平勝宝4年(752)7月10日	○		天平勝宝元年(749)9月6日
	不明						天平宝字2年(758)8月19日以前
5月2日	×						宝亀3年(772)11月13日
12月23日	○	右大臣	不明	大同元年(806)4月24日	○		宝亀6年(775)4月29日
12月23日	×						延暦元年(782)8月1日
	不明						延暦16年(797)4月18日
	不明						大同元年(806)11月13日
	不明						大同4年(809)8月11日
3月17日	×						弘仁14年(823)6月3日
	不明	不明	不明	貞観9年(867)正月17日	○		天長5年(828)2月12日
	不明						天長10年(833)3月26日
4月5日	×						嘉祥3年(850)7月9日
	×						貞観元年(859)10月5日
9月9日	×						元慶元年(877)2月17日
5月1日	×						元慶6年(882)4月7日
	不明						元慶8年(884)3月22日
	×	一品式部卿	不明	延喜元年(901)12月14日	○		寛平元年(889)2月16日
3月12日	○						寛平9年(897)8月13日
	不明						承平元年(931)12月25日
8月26日	×						承平6年(936)春か
8月14日	○	三品式部卿	不明	天曆8年(954)9月14日	○		承平6年(936)9月12日
	×						天慶9年(946)5月27日
8月14日	○	三品式部卿	不明	天曆8年(954)9月14日	○		天曆元年(947)2月26日
3月29日	×						天曆9年(955)7月17日
5月4日	×						安和元年(968)7月1日
	×	不明	不明	天曆元年(947)9月22日	×		安和2年(969)11月16日
9月14日	×						天延3年(975)2月27日
	×	不明	不明	天曆元年(947)9月22日	×		永観2年(984)11月4日
12月16日	×	一品	不明	寛弘7年(1010)	○		寛和2年(986)8月8日
4月23日	×						長和元年(1012)12月4日
12月15日	×	不明	不明	不明	不明		長和5年(1016)2月19日
6月5日	×						長元9年(1036)11月28日
12月4日	×	不明	不明	不明	不明		永承元年(1046)3月10日
	不明	不明	不明	永承4年(1049)3月18日	○		永承6年(1051)10月7日
2月	×						延久元年(1069)2月9日
	不明	三品式部卿	不明	承暦元年(1077)8月17日	○		延久5年(1073)2月16日
2月13日	○						承暦2年(1078)8月2日
11月14日	×						寛治元年(1087)2月11日
	不明						天仁元年(1108)10月28日
9月25日	×	不明	不明	元永2年(1119)11月28日	×		保安4年(1123)6月9日
	不明						康治元年(1142)2月26日
	不明						仁平元年(1151)3月2日
	○						保元元年(1156)4月19日
	○						保元3年(1158)12月25日
	×						仁安元年(1166)12月8日
	×						仁安3年(1168)8月27日
	○						治承元年(1177)10月27日
	×						文治元年(1185)11月15日
	不明						正治元年(1199)12月24日
	不明						建保3年(1215)3月14日

表9 外祖父と父（女王の場合）の身位と没年

時代	齋王名	父	母	外祖父				
				名前	極官	卜定時の身位	没年	
律令制 成立期	大来皇女	天武	大田皇女	天智	天皇	—	天智10年(671)	
	託基皇女	天武	穴入臣櫛媛娘	穴入臣大麻呂	不明	不明	不明	
	泉内親王	天智	忍海色夫古娘	忍海造小龍	不明	不明	不明	
	田形内親王	天武	蘇我太養娘	蘇我赤兄	不明	不明	不明	
奈良時代	久勢女王	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
	井上内親王	聖武	県犬養広刀自	県犬養唐	讃岐守従五位下	不明	不明	
	県女王	高丘王か	不明	不明	不明	不明	不明	
	小宅女王	三原王	不明	不明	不明	不明	不明	
	安倍内親王	淳仁か	不明	不明	不明	不明	不明	
	酒入内親王	光仁	井上内親王	聖武	天皇	—	天平勝宝8年	
	浄庭女王	神王	弥努摩内親王	光仁	天皇	—	天応元年(781)	
平安前期	朝原内親王	桓武	酒入内親王	光仁	天皇	—	天応元年(781)	
	布勢内親王	桓武	中臣丸豊子	中臣丸大魚	不明	不明	不明	
	大原内親王	平城	伊勢継子	伊勢老人	不明(正四位下)	不明	不明	
	仁子内親王	嵯峨	大原浄子	大原家継	不明(正六位上)	不明	不明	
	氏子内親王	淳和	高志内親王	桓武	天皇	—	大同元年(806)	
	宜子女王	仲野親王	菅野氏女	不明	不明	不明	不明	
	久子内親王	仁明	高宗女王	岡屋王	不明	不明	不明	
	晏子内親王	文徳	藤原列子	藤原是雄	東宮亮(従五位上)	—	天長8年(831)	
	恬子内親王	文徳	紀静子	紀名虎	右兵衛督	—	嘉祥元年(848)	
	識子内親王	清和	某女	藤原良近	神祇伯(従四位下兼行美濃權守)	—	貞観17年(875)	
平安中期	掲子内親王	文徳	藤原今子	藤原守貞	参議兼上式部大輔(従四位上)	—	貞観元年(859)	
	繁子内親王	光孝	滋野直子か	不明	不明	不明	不明	
	元子女王	本康親王	滋野繩子	滋野貞主	不明	—	仁寿2年(852)	
	柔子内親王	宇多	藤原胤子	藤原高藤	太政大臣(正一位)	参議(従三位)	昌泰3年(900)	
	雅子内親王	醍醐	源周子	源唱	右大弁	不明	不明	
	齊子内親王	醍醐	源和子	光孝	天皇	—	仁和3年(887)	
	徽子女王	重明親王	藤原寛子	藤原忠平	関白・太政大臣	摂政・太政大臣	天曆3年(949)	
	英子内親王	醍醐	藤原淑姬	藤原菅根	参議(従三位)	—	延喜8年(908)	
	悦子女王	重明親王	藤原寛子	藤原忠平	関白・太政大臣	摂政・太政大臣	天曆3年(949)	
	楽子内親王	村上	莊子女王	代明親王	三品 中務卿	—	承平7年(937)	
	輔子内親王	村上	藤原安子	藤原師輔	右大臣正二位	—	天徳4年(960)	
	隆子女王	章明親王	某女	藤原敦敏	左近衛少将(正五位下)	—	天曆元年(947)	
	規子内親王	村上	徽子女王	重明親王	三品式部卿	—	天曆8年(954)	
	济子女王	章明親王	某女	藤原敦敏	左近衛少将(正五位下)	—	天曆元年(947)	
	恭子女王	為平親王	某女	源高明	左大臣	—	天元5年(982)	
平安後期	当子内親王	三条	藤原敏子	藤原清時	正二位大納言兼左大将	—	長徳元年(995)	
	媯子女王	具平親王	某女	為平親王	一品	—	寛弘7年(1010)	
	良子内親王	後朱雀	禎子内親王	三条	天皇	—	寛仁元年(1017)	
	嘉子内親王	敦明親王	藤原寛子	藤原道長	太政大臣	—	万寿4年(1027)	
	敬子女王	敦平親王	某女	源則理	但馬守	不明	不明	
	院政期 前期	俊子内親王	後三条	藤原茂子	藤原能信	太政大臣(正一位)	—	治暦元年(1065)
		淳子女王	敦賢親王	某女	源親方	不明	不明	不明
		媯子内親王	白河	藤原賢子	藤原師房	太政大臣	関白	康和3年(1101)
		善子内親王	白河	藤原道子	藤原能長	内大臣	—	永保2年(1082)
		媯子内親王	白河	某女	藤原季実	不明(従四位上)	不明	不明
守子女王		輔仁親王	某女	源師忠	大納言	—	永久2年(1114)	
妍子内親王		鳥羽	某女	不明	不明	不明	不明	
喜子内親王		堀河	不明	不明	不明	不明	不明	
院政期 後期		亮子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	大納言	永万元年(1165)
		妍子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	大納言	永万元年(1165)
	休子内親王	後白河	藤原成子	藤原季成	民部卿(正二位)	—	永万元年(1165)	
	惇子内親王	後白河	某女	藤原公能	右大臣(正二位)	—	永暦2年(1161)	
	功子内親王	高倉	某女	藤原公重	不明(正四位下)	不明	治承2年(1178)	
	潔子内親王	高倉	藤原豊子	藤原頼宗	右大臣(従一位)	—	治暦元年(1065)	
	肅子内親王	後鳥羽	某女	源信康	不明	不明	不明	
	熙子内親王	後鳥羽	丹波局	不明	不明	不明	不明	

(注)「生存」は、卜定時の生存を意味する。

指摘した。しかし、齋宮の伊勢派遣は、国家神として伊勢神宮を神格化する目的も強く、政治的な側面だけでなく、宗教的な側面についても改めて検討するべきであろう。平安時代以降では、皇女の地位の低下によって、齋宮には政治的基盤が弱い皇女が選定されるという変化が起こった。齋宮の血縁者を見ていくと、外祖父・母には身分の低い者が、同母兄弟には皇位継承者とはならない者が見られた。平安中期から後期にかけて、外祖父では藤原氏北家の者や身分の高い者が見られるが、齋宮の卜定時には、故人となつている場合が多い。

以上のように、特に母の族姓・身位、外祖父の地位とその死が、当時の社会において大きな意味を持ち、皇子女の在り方を決めてしまう。これらの側面を通して齋宮について見ていくと、政治的・経済的にも優遇されていない皇女が齋宮に選定されているという特色が浮かび上がるのである。

平安時代以降、皇子女の立場が低下していくなかで、齋宮制度が存続されたのは、国家神をまつるといふ律令制の伝統を守るため、皇女の経済的な安定を保障する代わりに齋宮に選定される側面があったからではないであろうか。

親しい肉親との別れを悲しむ皇女たちは、国家神である伊勢神宮に奉仕するとともに、生活を保障される側面を持ち合わせ、伊勢へと下向した。しかし、そこには、その悲しみとは裏腹にあるいはそうであったからこそ、素晴らしい和歌といった文化が残されている。齋宮は、政治的、文化的、そして、宗教的な側

面から重要な位置を占めていることになる。本稿では、齋宮に選定された皇女の特色について多角的な視点から検討を加えたが、齋宮を含め、皇女の在り方についてまで、追求し得なかった。また、平安時代を中心として論じてきたが、院政期以降、院政や女院と、天皇家の在り方が大きく変化し、さらには、武家社会の誕生として鎌倉幕府が開かれるといった社会の変化によって、齋宮制度は大きく変化する。院政期以降も含め、今後の課題としたい。

注

- (1) 齋宮の表記については、『国史大辞典』の「齋宮」の項(所功氏執筆)に、「一般に職名の伊勢齋王を指すが、本来はその居所(齋王宮)の名称である」と挙げている(『国史大辞典』第六卷、吉川弘文館、一九八五年、一四四頁)。しかし、西洋子氏は、八世紀には「齋内親王」「齋王」について出自により明確な使い分けがなされていると指摘し(齋宮寮について―奈良時代を中心として―)〈関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』所収、吉川弘文館、一九八〇年〉一七一頁)、榎村寛之氏は、「一般名詞『齋王』は平安時代に成立した言葉」と指摘しており(『齋王』という称の成立について)〈『ヒストリア』一五一掲載、一九九六年〉三頁)、「齋王」という表記については別個に考える必要がある。そのため、本稿では、便宜上、

- 『国史大辞典』にしたがって、伊勢齋王を齋宮とする。また賀茂齋院を齋院と表記する(「齋院」については、『国史大辞典』第六卷、吉川弘文館、一九八五年、一二〇頁、所功氏執筆)。
- (2) 齋宮寮の成立については、田中卓「齋王制度の成立について」(『田中卓著作集四 伊勢神宮の創祀と発展』国書刊行会、初出は一九五八、一九五九年)をはじめ、直木孝次郎「齋宮寮成立の時期について」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教 下巻』所収、吉川弘文館、一九八〇年)、また、東北大学所蔵狩野本『類聚三代格』発見による熊田亮介「齋宮寮の成立をめぐる」(『文化』四一の一・二掲載、一九七七年)を契機に、西洋子「齋宮寮について―奈良時代を中心として―」(注(1))、古川淳一「齋宮寮に関する基礎的研究」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』所収、吉川弘文館、一九九三年)が論じている。
- (3) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、初出は一九九一年)一四四頁。
- (4) 『延喜式』巻第五・齋宮。
- (5) 甲田利雄氏は、『小右記』長和五年(一〇一六)二月一八日条から、齋王は、卜定以前に決まっていたと指摘する(『齋宮覚書』(『平安朝臨時公事略解』続群書類従完成会、初出は一九六七―一九七一年)二〇八頁)。
- (6) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四二頁。
- (7) 『御堂関白記』長和元年(一〇二二)閏十月九日条。
- (8) 『御堂関白記』長和元年十月二十五日条。
- (9) 『御堂関白記』長和五年二月十三日条。
- (10) 『小右記』長和五年二月十八日条。
- (11) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四四頁。
- (12) 他に齋宮の創始について、田中卓氏が崇神紀の豊鋤入姫命説を(田中卓「齋王制度の成立について」(注(2))、岡田精司氏は雄略紀の稚足姫説を(岡田精司「伊勢齋王の起源伝承ヤマトヒメとヤマトタケル」(三重の文化財と自然を守る会編・刊『伊勢齋王宮の歴史と保存』所収、一九七八年)、門脇禎二氏は欽明紀の磐隈皇女以降という説を(門脇禎二「齋王女から齋王制へ」(『古代文化』四十三―三掲載、一九九一年)、それぞれ唱えている。
- (13) ①や②は、一代の天皇において齋宮が複数選定された場合に二代目を①、二代目を②と示した。以下同様である。
- (14) 倉本一宏『持統女帝と皇位継承』(吉川弘文館、二〇〇九年)九一・九三頁。
- (15) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)十一月壬子条。^(十六日)
- (16) 草壁は、天智元年(六六二)生であり、斉明七年(六六二)生の大来とは、同世代であり、充分、婚姻もあり得た。
- (17) 倉本一宏『奈良朝の政変劇 皇親たちの悲劇』(吉川弘文館、一九九八年)三五頁、倉本一宏『持統女帝と皇位継承』(注

(14) 一五八頁。

(18) 託基皇女も、天智皇子である施基と結婚し、春日王の母となる。また、田形は、退下後、婚姻している。『万葉集』に笠縫女王の歌に「六人部王母曰田形内親王」とある。

(19) 西洋子「齋宮寮について」(注(1))一四九・一五五頁。

(20) 『続日本紀』慶雲三年(七〇六)十二月丙子条には、「四品多紀内親王」とあるが、託基皇女と同一人物だと思われる。他に、当者とも記されている。

(21) 『二代要記』に、「神祇記云、是時齋王不定、信田方内親王・多貴内親王各一度参入、次智努女王、次円方女王、各一度参入云々」とある。西氏によると、「田方内親王」や「多貴内親王」は、それぞれ田形内親王と託基内親王であり、齋宮の経験者として遣わされたと指摘する(西洋子「齋宮寮について」(注(1))一八一頁)。

(22) 寺崎保広「智努女王について」(『日本歴史』六三三掲載、二〇〇一年)七三頁。

(23) 『日本書紀』天武四年(六七五)二月丁亥条には、十市皇女・阿閉皇女(後の元明天皇)が伊勢神宮に参ったとある。

(24) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)四月丙申条には、山背姫王・石川夫人が伊勢神宮に参ったとある。山背姫王は、不明であるが、石川夫人は、蘇我大蕤娘か。穗積皇子・紀皇女・田形内親王の母である。

(25) 『続日本紀』養老元年(七一七)夏四月乙亥条。

(26) 『続日本紀』神龜四年(七二七)九月壬申条。

(27) 『続日本紀』天平十八年(七四六)九月壬子条。

(28) 山中智恵子「齋宮志」(大和書房、一九八〇年)九七頁。

(29) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一四九頁。

(30) 榎村氏は、淳和朝の二代目に選定される齋宮は、次の天皇の即位までの「中継ぎの齋宮」という意味があり、内親王ではなく女王が選定されたと指摘する(「齋王制と天皇制の関係について」(注(3))一五三頁)。淳和天皇の皇女と出生順は、①氏子・②有子・③貞子・④寛子・⑤崇子・⑥同子・⑦明子である(安田政彦「皇子女の出生順について―平城皇子女から清和皇子女まで―」(『帝塚山学院大学研究論集』第三十六号掲載、二〇〇一年)一二頁)。しかし、天長五年(八二八)の卜定時に、齋宮に選定される可能性のあったのは、寛子・崇子・同子・明子が挙げられるが(氏子は、淳和の一代目の齋宮に選定されており、この時、母の喪によって退下したので、同母姉妹の有子と貞子も対象から外されたと考えられる)、第五皇女である崇子は、承和二年(八三五)生まれであり、出生順が正しければ、同子・明子が生まれていない。また、寛子は、第四皇女なので、崇子とあまり年齢的に差がないと思われる。卜定年である天長五年(八二八)と崇子の生まれた承和二年には、七年のひらきがあるので、寛子も、卜定時に生まれていない可能性もある。単に候補となるムスメがいなかったために、女王が

選定されたのではないだろうか。この時の宜子女王は、桓武天皇の孫である。

(31) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館、一九八六年）一五八頁。前者の六世紀型の婚姻について、安殿親王（平城）と朝原内親王または大宅内親王、神野親王（嵯峨）と高津内親王、大伴親王（淳和）と高志内親王の婚姻について指摘される。つまり、桓武天皇は、婚姻を通して、政治的な立場の確立を皇族と氏族との両方に求めていたのである。

(32) 安田政彦「桓武朝の皇親賜姓」（『平安時代皇親の研究』所収、吉川弘文館、一九九八年）一九〇頁。

(33) 春名宏昭「平安時代の后位」（『東京大学日本史学研究室紀要』第四号掲載、二〇〇〇年）七頁。

(34) 橋本義彦「葉子の変遷私考」（『平安貴族』所収、平凡社、初出は一九八四年）五七頁。

(35) 安田政彦氏は、平城天皇から清和天皇の皇子女の出生順を比定する（安田政彦「皇子女の出生順について」（注（30））十二頁）。本稿では、平城天皇から清和天皇の皇子女の出生順については、安田氏の論文を参考とした。

(36) 齋宮と齋院が同時期に選定され、齋宮と齋院のどちらも同母姉妹の例は、二例ある。もう一例が、後朱雀朝の齋宮良子内親王と齋院娟子内親王の例である。

(37) 天皇の即位の平均年齢については、以下の通りである。

平安以前（天武朝から光仁朝まで） 平均三十六・七歳
平安前期（桓武朝から仁明朝まで） 平均三十一・三歳
平安中期（清和朝から村上朝まで） 平均十九・六歳
平安後期（冷泉朝から後冷泉朝まで） 平均十八・五歳
天武天皇は、誕生年が不明であるが、一説にある四十三歳として計算した。

(38) 齋宮に選定された皇女が、天皇と同母姉妹の一例は、醍醐天皇の齋宮である柔子内親王である。榎村氏は、この時、宇多上皇が選定に加わり、天皇の権威を強めるために、齋宮に天皇と血縁の濃い皇女を選定したと指摘する（『齋王制と天皇制の関係について』（注（30））一五六頁）。

(39) ●は同母姉妹、◎は異母姉妹を示した。以下同様である。

(40) 醍醐朝の三代の齋院の退下理由

恭子内親王 母の喪（藤原鮮子享年不明）
宣子内親王 薨去（享年十九歳）

韶子内親王 父上皇の死

韶子は醍醐讓位後も留任していた。

(41) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」（注（30））一六三頁。

(42) 倉本一宏『三条天皇―心にもあらでうき世に長らへば―』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）二四三頁。

(43) 宗子内親王の外祖父である藤原伊尹は、天祿三年（九七二）に没している。したがって花山朝の齋宮が卜定された永観

二年（九八四）には、外祖父（藤原氏北家）の関与はなかったと考えられる。

(44) 脩子内親王・敦康親王・媛子内親王は、藤原定子所生の皇子女である。定子之母である高階貴子は、高階氏の出身である。高階氏は、在原業平と清和朝の齋宮恬子内親王が齋宮の在中に密通し儲けた師尚の養子先になっている。そのため、一条天皇の後継者を決めるにあたり、敦康親王を皇位に即かせることは、伊勢神宮に畏れ多いので即けるべきではないという（『権記』寛弘八年（一〇一一）五月二十七日条）。倉本氏は、伏見本の『権記』の記述に対して補注になっていることから、後世に書き加えられた可能性があると推測する（『一条天皇』へ吉川弘文館、二〇〇三年）一九四頁）。脩子は、齋宮に選定されなかった理由を高階氏出自の母を持つ定子所生とも見えるが、別の理由で選定されたと考えられる。

(45) 倉本一宏『一条天皇』（注（44））一〇頁。

(46) 倉本一宏『三条天皇』（注（42））八頁。

(47) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系3 律令』（岩波書店、一九七七年）補注25、六三三頁。「メイ」の場合、養老令においては二親等というが、大宝令では三等親とする。

(48) 同時に卜定されている例について、齋宮と齋院の卜定の月日は若干異なる例が十四例中六例ある。

陽成朝 齋宮② 元慶六年（八八二）四月七日

齋院② 元慶六年四月九日
二日の時間差がある。

宇多朝 齋宮① 寛平元年（八八九）二月十日

齋院 寛平元年二月二十七日

十日の時間差がある。

円融朝 齋宮② 天延三年（九七五）二月二十七日

齋院 天延三年六月二十五日

四か月弱の時間差がある。

後三条朝齋宮 延久元年（一〇六九）二月九日

齋院 延久元年十月二十八日

八か月弱の時間差がある。

鳥羽朝 齋宮 天仁元年（一一〇八）十月二十八日

齋院 天仁元年十一月八日

十日の時間差がある。

崇徳朝 齋宮① 保安四年（一一二三）六月九日

齋院 保安四年八月二十八日

三か月弱の時間差がある。

しかし、いずれも同年内に行なわれているため、齋宮と齋院の候補者に差異はないと思われる。

(49) 括弧内は全体の出生順である。

(50) 後堀河朝の齋宮である利子内親王が三十歳で選定されている例があるが、本稿では、平安時代以前から平安時代が中心であり、円融朝の規子内親王を最年長として取り上げる。

- (51) 『日本紀略』寛和二年(九八六)五月十五日条。
- (52) 親子内親王以外の皇女は、藤原氏北家出自の母を持つが、天延三年(九七五)の卜定時には、安子の父は天徳四年(九六〇)に、懐子の父は天禄三年(九七二)に亡くなっているため、藤原氏の関与はないと思われる。
- (53) 『愚昧記』治承元年(一一七七)十月二十八日条。
- (54) 『養老後宮職員令』。『大宝後宮職員令』もほぼ同文だったと推測される。
- (55) 醍醐朝に妃が、嵯峨朝に夫人が、文徳朝に嬪がおかれて以来、その身位はおかなくなる(和田英松『官職要解』(明治書院、一九〇二年)二一九頁)。
- (56) 平安時代以降、特に院政期では、後宮の女官が寵愛される例も多くあるが、ここでは「その他」の項目に入れた。
- (57) 伴瀬明美「中世前期―天皇家の光と陰」、服藤早苗・西野悠紀子他編『歴史のなかの皇女たち』所収、小学館、二〇〇二年、一一二頁。
- (58) 『類聚符宣抄』巻第四 皇子賜姓事・所収「延喜二十一年(九二二)二月五日太政官符」
- (59) 親子内親王の年齢については、『一代要記』天曆八年(九五四)八月二十九日条に、「薨、年四十五」とある。計算すると、延喜十年(九一〇)生まれとなるが、延喜二十一年(九二二)二月五日太政官符に「年七」とある。延喜十年生まれならば、延喜二十一年には十二歳になっているため、『一代要記』と太政官符に記される年齢については齟齬がある。
- (60) 『日本紀略』承平元年(九三二)十二月二十五日条。
- (61) 『新撰姓氏録』巻一左京皇別に、三園真人。
諡は天武の皇子、浄広菴磯城親王の後より出づ。
とあることから、磯城皇子の位階は「浄広菴」か。
- (62) 黒板伸夫「平安時代における親王任官への一考察」、『撰闕時代史論集』所収、吉川弘文館、初出は一九七〇年、八七頁。
- (63) 竹島寛「王朝時代に於ける皇親の御封祿制度と御経済状態」(『王朝時代皇室史の研究』所収、名著普及会、一九八二年)一〇〇頁。
- (64) 坂井潔子「内親王史序説」(『史艸』第三号掲載、一九六二年)二〇頁。
- (65) 東郷富規子「大斎院管見」(『園田学園女子大学論文集』四掲載、一九六九年)四四頁。